

第二章 バラク政権と中東和平プロセス

林 真由美

1. はじめに

1999年5月17日、クネセット選挙と同時に行われた首相選挙において、エフード・バラク労働党党首（クネセット選挙では選挙リスト「一つのイスラエル」首班）が地すべりの勝利を収めた。バラクは、首相選挙キャンペーンにおいて、レバノンからのイスラエル国防軍（IDF）撤退、シリアとの和平合意達成及びパレスチナとの最終的地位合意達成を目指すことを前面に押し出していた。首相に就任したバラクは、これらの公約を実現すべく、停滞していた各和平プロセスを再度軌道に戻すため精力的に活動した。しかし、シリアとは交渉再開にはこぎつけたものの結局何ら合意を得られないままとなった。レバノンからのIDFの撤退は、当初考えられていた計画的なものではなく、南レバノン軍の崩壊により一方的に撤退せざるを得ない形となり、国境線の問題や、ヒズボラによるイスラエル北部への攻撃の懸念等は残ったままとなった。更にパレスチナとの最終的地位交渉も合意を生み出せず、パレスチナ民衆の間で燻っていた不満が、アリエル・シャロン・リクード党首の神殿の丘訪問をきっかけにアル・アクサ・インティファダという新たな暴力の形で爆発し、2002年初頭現在に至るまで、パレスチナ武装勢力とイスラエル治安当局との間で衝突が続いている。バラク政権は、2000年7月のキャンプ・デイヴィッドでの交渉と相前後して少数政権となった。バラクはリクードとの連立交渉を行ったがこれも成立せず、同年12月、自身の和平方針等を国民に問うかのごとく辞任し、パレスチナとの合意達成を目指した交渉を続けながら首相選挙を行うという勝負に出たが、選挙においてシャロンに惜敗。2001年3月、20ヶ月間の短命なその政権が終わるとともに、一連の和平交渉も停止した。

バラク政権中の和平プロセスの動きを上記のように振り返ると、中東和平に関してなんら結果が残せず、パレスチナとの間では、当初の期待とは裏腹に紛争を招き状況を一層混乱させたかのようなのである。「故ラビンの精神的息子」は首相当選直後、パレスチナでは和平のパートナーとして期待されたが、最後には「一インチたりとも領土を譲らなかった唯一の首相」と言われるようになった。一方イスラエル国内では、「オスロ合意は死んだ」と声高に言われるようになった。バラク政権は、和平プロセスにとってどのような役割を果たしたのだろうか。バラクの方針はオスロ合意に死をもたらしたのだろうか。バラクによる和平プロセスの舵取りは失敗に終わったが、その原因はなんだったのか。バラク政権が和平プロセスに残したものはなかったのか。本稿では、これらの解答を求めて、バラク政権

期間中の中東和平プロセスについて再検証し、バラクの中東和平政策とはいかなるものであったかを考察する。

2. イスラエルの安全保障とバラクのレッドライン

(1) バラクの公約

99年5月17日、「一つのイスラエル」の本部が置かれたホテルにおいて、地すべりの勝利を収めたバラクが行った勝利演説の第一声は、ヒズボラの攻撃でシェルターに避難していた北部住民に向けて励ましの呼びかけを行ったものであり、その際、1年以内にレバノンでの紛争が終了するであろうと断言した。その後ラビン広場に集まった支持者を前にした勝利演説においては、パレスチナとの分離に向けて直ちに動き出すとしながら、安全保障上のレッドライン4点—「イスラエルの首都として永遠に我々の主権下にある統一されたエルサレム」、「いかなる条件下でも1967年の境界線には戻らない」、「ヨルダン川西岸での外国軍駐留を認めない」、「ユダヤ・サマリア地区の大部分の入植者は我々の主権下の入植地に入る」—の条件下で交渉を行うと発表した。このバラクの演説に対して、和平を支持してバラクに投票し、その勝利を祝うためラビン広場に赴いた支持者の中には当惑した者もいた。またパレスチナ側は、「バラクの4つのノー」（「難民のイスラエル領土への帰還権を認めない」も加えて述べられることもある）として、当初から警戒を抱くこととなった。

しかし、バラクは、これらのレッドラインを選挙に勝利したこの日に唐突に打ち出したわけではない。98年11月に開始していた選挙に向けたキャンペーンを通じて、バラクはこれら4点を主張していた（99年4月には、「パレスチナとの最終的地位合意（及びゴラン高原からの撤退を含めたシリアとの合意）はどのようなものであれ国民投票にかける。」との公約が加えられた）。バラクにとって和平とは、「力と安心感の伴った」ものでなければならず、「治安を犠牲にするのではなく、治安をもたらす」ものでなくてはならなかった。そしてバラクのパレスチナ・トラックにおける第一の目標は「紛争の終結」が合意に謳われることであった。

シリアとの和平交渉については、完全な関係正常化と引き換えにゴラン高原から撤退し、国連安保理決議242及び338に基づき、和平と安全保障に関する二国間の合意を達成することを打ち出した。

(2) パレスチナ・トラックと、シリア・レバノン・トラックの関係

バラクは、パレスチナ・トラックよりも、シリア・レバノン・トラックを優先させて考えており、シリアとの合意を優先してパレスチナ・トラックを先延ばしにしたことが、パレスチナ側に不信を抱かせる一因になったとの指摘が多くなされている。以下、バラクの発言、行動からこの点を検証してみる。

7月6日、クネセットでの就任演説において、バラクは、和平政策は、「4つの柱」－エジプト、ヨルダン、シリア及びレバノン（ある意味一つのブロックであるとしている）並びにパレスチナ－との間で、包括的で安定した和平を同時に達成することであると述べている。既に和平条約を結んでいるエジプトとヨルダンについて言及したのは、関係の正常化を狙うとともに、パレスチナ、並びにシリア及びレバノンとの和平交渉に関与させることを目的としていたと考えられる。オスロでの交渉が秘密裏に行われた結果、イスラエル・パレスチナ間の合意を知ったシリアのハフェズ・アサド大統領が怒り、他のアラブ諸国もその後アラファト議長に対して必ずしも協力的でなかった経緯があったことに鑑みても理に適っており、かつ域内で共存していかなければならないイスラエルの立場も充分考慮した発言であると思われる。

他方、首相に選出された直後のインタビューにおいて、バラクは、ユダヤ－アラブ間の紛争の核心はパレスチナ問題であるとした故ラビン首相の見解に同意するかとの問いに対して、「解決は包括的であるべきだ」とし、「どんな解決も、周辺全ての国を含めないものは、焚き火をつけて燃えたままの大きな炭火を残しているようなものであり、いつもその炭火を見張っていて眠ることが出来ないのだ」と回答しているが、その直後に、「パレスチナ [問題] は、紛争継続の正当性の根源ではあるが、敵対している [国、地域の] 中では最も弱く、イスラエルに対する軍事的脅威は何もない。他方でシリアは大規模な通常兵力（による脅威）の根源であり衝突を起こしうる」と述べ、シリアの兵力を具体的に述べてその軍事力に対する脅威を強調している（注1）。前段は、就任演説をなぞるものであるが、後段はシリアの軍事力に対する警戒を素直に表明した発言であり、軍人出身のバラクらしい発言である。

しかし、バラクがパレスチナ・トラックを完全にシリア・トラックに劣後させていたとも考え難い。同時期の6月中旬、バラクの使者が、米國務省関係者に対して、ワイリバー合意を実施せず直接最終的地位交渉に向かうとの意見を提案したが、同省関係者はこれを直ちに却下している（注2）。この提案は、後にバラクがパレスチナ・トラックにおいて第三次再展開の実施を拒否し直接最終的地位交渉に係る枠組み交渉を行おうとしたこと、ま

た、キャンプ・デイヴィッドにおける交渉で一気に合意を達成しようとした姿勢と一貫している。バラクは、軍事的な脅威があり、交渉に応じるどうかははっきりしていなかったシリアとの間で交渉再開にこぎつけるため、シリア・トラックに力をそそがなければならないとの意識があったかもしれない。しかし決してパレスチナとの交渉を放置していたのではなく、同交渉においても真剣な姿勢であったことは疑いない。パレスチナ・トラックに関してみると、バラクはワイリバー合意を評価しておらず、できれば同合意の実施を避け、最終的地位合意に向けた交渉を行いたかったと見られる。そもそもバラクは、IDF参謀総長時代から軍の再展開については慎重な姿勢を示しており、第三次再展開は最終的地位が合意されてから行うべきであるとの考えをもっていた。また、暫定合意に基づいて行われてきた再展開についても、イスラエルは代償を払っただけで何ら実態のある見返りを得ていないとみなしていた。

バラクが中東和平の達成を非常に急いでいたことは事実である。バラク内閣は中東和平を達成することを目的として組閣された。各トラックでの交渉が一日も速く進み、包括的な合意が形成され、イスラエルの安全保障を脅かす脅威が取り除かれることがバラクの本意だったと見るべきではないだろうか。シリアとの交渉を優先させていたとすれば、バラクの目には、シリアがよりイスラエルにとって安全保障上の脅威であると映っていたのかもしれない。レバノンからの撤退も、イスラエルにとってレバノン駐留が負担になっていたという事実もさることながら、その背後にあるシリアとの駆け引きを楽にできるとの計算も働いていたのかもしれない。次に、バラク政権期間中の各トラックの動きを再追跡することで、これらの点を検証する。

3. バラク政権期間中の各トラックの動き

(1) パレスチナ・トラック

首相就任直後のバラクがまず直面したのは、ネタニヤフ前政権で実施が遅れていた「暫定合意の暫定合意」ともいえるワイリバー合意の実施であった。99年8月から9月にかけて行われたこの合意の見直し作業は、同合意による再展開に新たなタイムラインを設定することで合意し、99年9月4日、シャルム・エル・シェイクにおいて、ムバラク・エジプト大統領、アブドゥラー・ヨルダン国王及びオルブライト米国务長官の立会いのもと、バラク首相とアラファト議長により合意文書の署名が行われた。その後、このタイムラインからいくらかのずれはあったものの、三段階に分けての第二次再展開、パレスチナ人拘禁者の

釈放、ガザ港の建設開始及び西岸－ガザ間の安全通行路の開通がそれぞれ実施された。

他方、最終的地位に関する事項については、エzezにおいて交渉開始セレモニーが行われる華々しいスタートであったが、その後はイスラエル・パレスチナ双方の交渉責任者による交渉が進められるものの具体的な前進がなかった。

この間、パレスチナ側では入植地の拡大を懸念する声絶えなかった。99年9月、入植地活動を監視しているNGOのPeace Nowは、バラク政権発足から3ヶ月間で、入植地における住宅建設の入札が約2,600件実施された事実を公表した。Peace Nowによれば、ネタニヤフ前政権が1年間で実施した入札は約3,000件であり、バラク政権は約3ヶ月でこの件数に近い入札を実施したことになる。イスラエル建設省は、これらの入札がネタニヤフ政権時の計画に基づいて行われたものであることを認め、バラクはこれらの入札を見直すよう命じている（注3）。選挙期間中、バラクは、「入植者でなく貧しい人に援助を」とのキャンペーン展開しており、入植地に対する優遇政策の見直しを訴えることで、クネセット選挙で争点となっていた経済問題においてイスラエル国民から広範囲にわたる支持を勝ち得ることができた。安全保障上の観点においても、入植地に対するバラクの考え方は、「治安に関する事項を除き優先的地位をもつことはない」であり、10月には、無許可で建設され、イスラエル側が「違法」と判断していた入植地約40箇所の撤去が開始された。更に12月には、イスラエル政府により追加的な住宅建設の入札の実施を控えることが発表された。Peace Nowによれば、バラク政権下で行われた入札件数は2000年11月現在で3,575件であり、発足当初3ヵ月を経た後は激減している（注4）。

IDFの再展開については、第二次再展開の最終的な実施は2000年3月にずれ込んだ。当初、2000年2月に枠組み合意の達成が予定されていたが、結局何ら合意されることはなかった。またイスラエル側からパレスチナ側へ移行される地域についても、パレスチナ側が、アブ・ディス他エルサレム近郊の三つの集落をB地域からA地域へ移行するよう求めていたのに対し、イスラエル側はこれを拒否し続けた。2000年5月15日、閣議においてこれら三つの集落の移行が決定されたが、結局実施されることはなかった。

この閣議決定がなされた5月15日は、パレスチナにとっては1948年にイスラエルが建国された「ナクバ(崩壊)の日」であり、2000年のこの日にはパレスチナ地域で暴動が発生し、後5日間で6人の死者が出た。既にこの頃からパレスチナ側のフラストレーションが募っており、イスラエル側でも暴動についての懸念の声が聞かれていた。またこの暴動に前後して、タンジームの煽動的な活動と暴動への関与が噂されるようになっていた。この時の暴動はアラファト議長の指示により沈静化したものの、後のアル・アクサ・インティファー

ダの予兆ともいえる出来事となった。更に同日、シュロモ・ベン・アミ・イスラエル公安相（同年8月より外相兼任）とアブ・アラPLC議長の間で、ストックホルムにおいて秘密交渉が実施されていたことが発覚した。この報道に接したパレスチナの交渉担当者の一人であったアブドル・ラッポPA文化・情報庁長官は、同交渉について何も知らされていなかったことを不満として交渉団からの辞任を発表した（同長官は後に交渉団に復帰した）。不安定なパレスチナ・トラックの様子が象徴された日となった。

7月5日、クリントン大統領が、キャンプ・デイヴィッド・サミットの開催を発表し、11日からバラク、アラファトを含めたイスラエル、パレスチナ両交渉団がキャンプ・デイヴィッドで集中交渉を行ったものの、25日、バラクが帰国を発表し、合意がないまま同サミットは終了した。その後、8月から9月にかけて、外交の舞台ではイスラエル、パレスチナ（アラファト議長）双方とも世界各国に対してキャンプ・デイヴィッドでの自らの立場について説明して廻る一方で、交渉担当者が米国、イスラエル、パレスチナで再度合意の達成に向けた交渉を行っていた。9月25日には、バラクの自宅にアラファト議長他パレスチナ側交渉関係者及びイスラエル側交渉関係者が招かれた秘密交渉も行われた。

その数日後、アル・アクサ・インティファーダが発生し、イスラエル・パレスチナ間の衝突が広がる一方で交渉は継続された。クリントン政権末期の12月末、米大統領選挙戦の混乱が残る中、米ボーリング空軍基地での交渉が行われ、23日にはホワイトハウスにおいて、クリントン大統領がイスラエル、パレスチナ双方に対して、いわゆる「クリントン提案」と呼ばれる提言を伝えた。数日後イスラエル側は、パレスチナ側が同提案を受け入れるのであればという条件で同提案を受け入れる意思を表明した。パレスチナ側も、当初44項目からなる質問状のみを提出していたが、翌2001年1月3日、渡米したアラファト議長が、同提案に留保条件を付した上で検討する用意がある旨を直接クリントン大統領に伝えた。しかしその後提案内容が検討されることはなかった。1月21日から、タバでイスラエル・パレスチナ交渉団による集中交渉が実施されたが、合意がないまま27日に終了した。

（2）シリア・トラック

5月のバラクの選挙勝利後、バラクとアサド大統領の間で、マスコミを通じたメッセージの交換が数度に亘って見られた。バラクは、7月の首相就任演説の中で、9月のシャルム・エル・シェイクでの調印式での演説で、更に10月のクネセット開会時の演説において、アサド大統領へ和平交渉再開を呼びかけた。99年12月8日、クリントン大統領によりイスラエルーシリア間の交渉再開が発表され、翌週の15日には、ワシントンにおいて、クリン

トン大統領のもとで二国間の交渉が行われた。しかしバラクとの交渉相手として現れたのは、アサド大統領ではなくシアラ外相であった。翌2000年1月3日から、米ウエスト・バージニア州シェファーズタウンにおいて、イスラエル、シリア双方の代表団によるサミットが開催されたが、11日、合意が得られないままサミットは終了した。同年3月26日、ジュネーブにおいて、6年ぶりにクリントン－アサド会談が行われたが、アサド大統領はクリントン大統領の説得に頷くことはなかった。以後、公式な話し合いは開催されず、バラクとアサド大統領は実際に会談することはなく、同年6月11日のアサド大統領の死去もあり、公式交渉は中断されたままとなった。

シリア・トラックにおいては、交渉の出発点がそもそも問題である。シリア側は、故ラビン及び後のペレス首相がゴラン高原における1967年6月4日の国境までの撤退に同意したと主張しているが、イスラエル側はこれを否定している。交渉再開にあたってシリア側が求めたのは、この「故ラビンの資産」の確認であるが、バラクはこれを拒否し、ゴラン高原の非武装化及び国際監視軍（但し米軍を含めない）の設置等の安全保障措置、並びに双方の大使館設置、国境の開放、及び経済協力といった関係の正常化から交渉を開始すべきであるというイスラエルの従来からの主張を繰り返していた。

（3）レバノン・トラック

2000年3月5日、イスラエル閣議は、南レバノンからのIDFの撤退を正式に決定した。撤退準備が進められる中でヒズボラーの攻撃が激化し、他方で南レバノン軍の崩壊と、安全保障地域からの逃走が早まった。5月22日、イスラエル閣議はバラク首相に対して、南レバノン撤退に関するより強力なマンデートを与えることを決定した。しかし決定から1日と立たないうちに南レバノン軍の崩壊は決定的となり、23日深夜にIDFに完全撤退命令を発出、24日早朝には撤退が完了した。撤退を確認したバラクは、「これからは、同地域で生じた事件にはレバノン政府に責任があり、国境線上で展開されるイスラエルに対するテロや侵略活動を防ぐ責任は、シリア及びレバノン政府にある」と述べた。7月24日、国連安保理において南レバノンからのイスラエル撤退が正式に確認された。

しかし、これで期待されていたようにイスラエル北部の国境周辺が安定したわけではなく、ヒズボラーによるカチューシャ・ロケット攻撃はその後も続いており、2000年10月にはIDFの兵士が誘拐されるなど、情勢は不安定なままとなっている。

(4) 各トラック間の駆け引き？

以上の流れを追うと、パレスチナ・トラックで暫定合意事項が徐々に実行に移される一方、最終的地位合意の枠組み合意に向けた話し合いが進展を見せない中で、シリア・トラックが再開、同交渉が不調に終わり、枠組み合意の達成もなされない中で、レバノンからの一方的撤退が完了し、右が一段落した後、バラクはパレスチナ・トラックで一気に勝負に出た、というシナリオが描けなくもない。シリア・トラック再開が発表された際、イスラエルでは、「これでアラファトに焦りが出るだろう」、「アラファトも和平の進展に少しは前向きな姿勢を見せるだろう」といった議論が出ていた。また、レバノンからの撤退に際しても、シリアが交渉のテーブルに返ってくるとの楽観論が起こった（ベン・アミ公安相は「(レバノンから撤退するとの) イスラエル決定によってアサド大統領はかなりプレッシャーを受けている」と述べ、レヴィ外相も、(IDFの) 撤退によりシリアの立場は弱まったと述べた。またHa'aretz紙のダン・マルガリット論説委員は、これが圧力になってシリアが交渉のテーブルに返ってくるとの論説を掲載したなど）(注5)。しかし実際には、シリアは交渉のテーブルに返ってくることはなく、逆にパレスチナでは、この撤退をヒズボラーの勝利と位置づけ、和平プロセスにおいてイスラエルに対しより強硬な姿勢を示すべきであるとの世論が起こるようになった。アラファト議長にとっては、78年のエジプトへのシナイ半島返還達成があり、今回レバノンからも完全撤退したのだから、西岸、ガザにおいても67年6月4日の境界線までの撤退を主張していくとの意を強めるものとなったのかもしれない。後に武力衝突に至った直接の要因にこの「ヒズボラーの勝利」があったかどうかは定かではないが、パレスチナが取っている戦術の中には、自爆テロや、携帯電話による道路わきの爆弾装置の爆破といった道具を採用するなど、ヒズボラーの影響が見られるようになった。また、テロ行為を映像に撮り、アラブ、イスラム世界のメディアに流すといったことも行われるようになった(注6)。

既に見たように、バラクは、和平は「包括的に」達成されなければならないと考えていた。短期間での和平合意達成を目標にしていたバラクは、パレスチナ、シリア各トラックとも真剣に取り組んでいたと見るべきで、その際の戦術として、パレスチナ、シリア間の競争意識を煽ることもあったかもしれない。この2つのトラックに違いがあるとすれば、シリアが、イスラエルに劣るとはいえ正規軍を有しており、パレスチナに比べて軍事的脅威が大きいという点であり、バラクはこの理由から、対シリアについてより慎重を期したと考えられる。また、バラクが首相に就任する際、パレスチナは交渉のテーブルにつくことはほぼ確実であった。イスラエルの選挙投票日直前であった99年5月4日には、本来な

らオスロ合意による暫定期間が終了し、パレスチナ国家の樹立が宣言される予定であったが、イスラエルの選挙への影響を懸念した欧米、日本等が、同宣言をとどまるようアラファト議長を説得し、アラファト議長も米国及びEUそれぞれから国家樹立支援についての書簡を得てこれらの説得に従っており、またパレスチナ地域内を沈静化させるよう努めていた。このようにパレスチナ側は交渉のテーブルに戻る意思を示していたが、他方でアサド大統領が交渉のテーブルにつくかどうかは、バラクが首相に就任する際にははっきりしていなかった。交渉相手をテーブルにつけるために強い働きかけが行われたのは当然である。また一般に言われているように、シリア・トラックにおける問題の方が、パレスチナとの最終的地位に係る交渉事項よりもより解決しやすいとも思われることも作用していたのではないだろうか。仮にバラクがシリア・トラックの解決を優先させていたとしたら、シリアの軍事力への懸念と、論点が一見組し易く見えたことにあったかもしれない。バラクは、イスラエルの安全保障を最優先事項としていたのであり、この点でシリア・トラックの解決を急いだと考えることもできる。しかしそれは、決してパレスチナ・トラックを後回しにするようなものではなかったはずである。

このように、イスラエルの安全保障を最重要事項とし、一気に和平を達成しようとしていた姿勢にもかかわらず、結果としてバラクは、何ら合意を達成することなく、逆にイスラエルを再び紛争の中に導いてしまった。バラク政権が取り組んだ和平プロセスがこのような結果となった理由については様々な原因が考えられる。この要因を次に検証してみることにする。

4. 和平プロセスの失敗要因

一般に、99年から2000年にかけてのイスラエル・パレスチナ間の和平交渉については、当初、特にキャンプ・デイヴィッド・サミットでの失敗に言及する形で、その責任がアラファト議長にあるとする向きが多かった。しかし同サミットから一年を経て、必ずしもアラファト議長一人の責任ではなかったとする議論が見られるようになった。この時期の和平プロセス全体を通してみると、アラファト議長の瑕疵以上に様々な要因があると見るべきではないだろうか。ここでは、パレスチナ・トラックを中心にバラク政権期間中の和平プロセスが成功しなかった理由を様々な要因ごとに検証する。

(1) バラクの戦略に帰する要因

まず第1に、バラクがシリア・トラックをパレスチナ・トラックに優先させていたかど

うかについては、既に検証した通り、シリアとの交渉により慎重な姿勢をとっていたが、パレスチナ・トラックを置き去りにするつもりはなかったと考えられる。しかし、パレスチナ側に、ネタニヤフ政権に続いて再び見捨てられたかのような疑念を募らせてしまった点で、交渉戦略上のミスがあったことは指摘されよう。特にシリアとの交渉が実施されていた99年12月から2000年1月にかけては、パレスチナ側がアブ・ディス他二集落の移行を求めている第二次再展開の第2段階の実施が遅れていた時であり、パレスチナ側はより不満を募らせていた。また、入植地での住宅建設の追加入札を控えることが閣議で決定されたものの完全な凍結にならなかったことも、パレスチナ側の不満の種となっていた。結果として、イスラエルの合意実施の姿勢に疑念を持っていたパレスチナ側の不安を増してしまった。

次に、暫定合意での実施合意事項、特に第三次再展開の実施を見送り、枠組み合意、そして最終的地位合意の交渉を進めようとした点が指摘できる。バラクは、「紛争の終結」を確認することが、パレスチナとの合意の出発点であるとの位置づけであった。そのため、包括的合意が締結されれば、暫定合意事項は其中で当然実施されるものであるとして、その実施を見送った。他方パレスチナ側にとっては、再展開により自らの主権下となる領域が増えることがまず重要であった。パレスチナ人が切望しているのは、国連安保理決議242及び338に基づき、「エルサレムを首都とした、1967年の境界線を国境とするパレスチナ国家の樹立」と「難民の帰還」である。安保理決議242は、イスラエル側にとっては、自らの生存権を認めさせる意味で重要であるが、パレスチナ側にとっては、イスラエルの占領地からの撤退という点が重要である。キャンプ・デイヴィッド・サミット開催前に、アラファト議長は、同サミットに参加する条件の一つとして、サミット前に第三次再展開が実施されるよう要求した。米国側がこの要求を拒絶すると、アラファト議長は、同サミットが失敗に終わっても再展開が行われることを米国が保証するよう要求を変えた。クリントン大統領は、バラクから、サミットでの合意の有無にかかわらず第三次再展開を実施するとの言質を取りつけた（注7）。しかし、この約束は結局反故にされた。バラクは、イスラエル国家の安全のためには最終的地位の合意が確定した上でなければ第三次再展開は実施できないと考えていたが、これはパレスチナ人の望みを挫くことにしかなかったのであり、パレスチナ側の目には、「合意事項が実施されない」ネタニヤフ政権と同様なことが起こっていると映ったのである。バラクがパレスチナ人の間で最も批判されたのはこの点であり、「一インチも領土を譲らなかった首相」として彼らの記憶に刻まれ、「ネタニヤフよりも性質が悪い」と言われる結果になったのである。また、バラクは、アブ・ディスを含

めたエルサレム隣接の三集落をパレスチナ側へ移行することをクリントン大統領に約束し、同大統領名で約束がアラファト議長に伝わることを承知していたにもかかわらず、結局実施せず、クリントン大統領を怒らせている（注8）。バラクは、これら三集落の移行の実施を延期したのは、ナクバの日の暴動を理由としていた。

第3点として、無理なタイムラインの設定が指摘される。短期で勝負をする軍事作戦と和平交渉は異なるものである。バラクが中東和平の達成を急いでいたと言っても、マドリード会議から8年、またオスロ合意から6年を経ても達成されていない和平が、たった15ヶ月で解決を見ると考えたことはあまりにも性急であったといわざるを得ない。このタイムラインの設定には、クリントン米大統領の任期も要因であると考えられるが、これについては（4）外的要因の項で検討する。

第4点は、第3点とも関連するが、バラクの軍人出身からきたであろう戦略の立て方が和平プロセスにそぐわなかった事が挙げられる。バラクは、首相就任時には、クネセット議員としてはわずか2期目であり、1995年から96年にかけて内務大臣及び外務大臣を務めたが、政治家としては3年を経過したに過ぎなかった。このバラクの政治家としての経験の少なさに対して、「わずかな期間閣僚を務めた後に、シビリアンとしての仕事のパターンや行動をとるようになるとは考え難い」（注9）、また、「将校は軍の習慣を身に付けて政治の世界に来て、その習慣が上手く機能しないことを不思議に思う。バラクも軍の参謀総長スタイルが成功しないことに毎回驚いている」（注10）との指摘がある。更に「軍出身の政治家は、四角四面なものを見方をする特徴がある。例えば今日のIDF参謀総長は、和平について、自分が受けた教育、即ちライフルの打ち合いから見ている。中東における和平を、単に停戦の保証と見ている彼らには、その重要性をより広く把握することは困難なことである」との指摘もある（注11）。バラクにとって和平の達成はイスラエルの安全保障、国家の生存において重要であり、勿論これらがイスラエル国家の成立から今日まで最大の命題であったことは言うまでもない。そしてバラクはその申し子のようなものであった。キャンプ・デイヴィッド・サミット終了後の会見においてバラクは、「自分（バラク）は全人生をイスラエルの安全保障のために戦ってきた。ここで繰り返して言おう、自分はイスラエルの安全保障に関する死活的利益を放棄することに同意することはない」と述べている（注12）。バラクは、イスラエルとパレスチナとの間を分離しなければならないと考え、これを維持するためにイスラエルとパレスチナとの間に物理的な障壁を設置することをも考えていた。パレスチナとの最終的地位の合意による和平の達成は、バラクにとって、国家（地域）関係の樹立ではなく、境界線の設定によって、物理的な障壁を用いてまでも分離を図

り、危険因子の侵入を排除するためのものであった。バラクは軍人としての栄光はイスラエル国民にとって力強いものであり、紛争が続き停滞していた情勢から和平へと国家を牽引する期待が寄せられた。しかし結局軍人スタイルのマネージメントが、中東和平では機能しなかったのである。

第5点として、キャンプ・デイヴィッド・サミットにおいて、「全てが合意されるまで何も合意されない(Nothing is agreed until everything is agreed.)」との強固なスタイルを採用したことが指摘される。いくつもの重要な事項を交渉しなければならない最終的地位交渉において、全ての問題が合意されなければ、他の合意事項も無に帰すとの交渉の仕方は、和平交渉を進めるのに適したかどうか疑問が残る。サミットに明らかに準備不足で望んだパレスチナ側には不利であり、検討事項を議論するだけの余裕もなかったと思われる。

但し、この点に関してバラクは、部分合意を拒んだのはパレスチナ側であり、アラファト議長が同意していれば我々はおそらくキャンプ・デイヴィッドに残っていただろうと述べている（注13）。

第6点として、キャンプ・デイヴィッド・サミットの失敗をアラファト議長におしつけたことが指摘される。同サミット終了後、バラクは、「紛争を終了させるために今必要な歴史的な決断を下すことを恐れた」として、アラファト議長を非難した。クリントン大統領を始めとする米国の和平関係者も、バラクをたたえる一方でアラファトが決断できなかったことを非難した。アラファト議長はその後世界各国を歴訪して自らの立場を説明したが、同盟であるべきアラブ諸国においても理解が得られていたかどうかは疑わしかった。同議長とパレスチナ民衆のフラストレーションを募らせた原因には、イスラエルと米国により交渉失敗の責任がおしつけられたことも一因と考えられる。この点については、(4) 外的要因の項で、米国の責任についても検証する。

第7点として、バラクが、イスラエル・パレスチナ間の個人的な信頼関係を利用しなかったことについての議論がある。ペレス平和研究所のロン・ブンダックは、バラクはアラファト議長との間で個人的な関係を築くことがなかったと指摘している（注14）。シモン・ペレスはしばしば「一生懸命恋文を書いていて、ついには郵便配達人と結婚してしまう」というジョークを引用して秘密交渉における人間関係の濃密さを説明するが、ペレスや故ラビンが和平プロセス作業を進めていくうちにアラファト議長との間で個人的な信頼関係を築き上げたのに対し、バラクは、キャンプ・デイヴィッド・サミット前にはしばしばテ・タ・テで秘密裏に会談を行っていたものの、アラファト議長との間で信頼関係を築き上げることはなかったと言われている。キャンプ・デイヴィッド・サミット終了後の記者会見にお

いてバラクは、「タンゴを踊るには2人必要だ」と述べているが、実際にはキャンプ・デイヴィッドの最中、アラファト議長とのテ・タ・テ会談を行おうとせず、自らパートナーの存在を無視していたかのようであった。

しかし、この点に関しては、バラクは、戦略的ではあるかもしれないが、アラファト議長との間でパートナー関係を築こうとしていたとも思われる。キャンプ・デイヴィッド・サミット終了後、イスラエル・パレスチナ間で交渉が重ねられ、合意への機運が再び高まり、9月25日にはバラクの私邸に双方の交渉団が集まり秘密会談が行われた。この時ディナーの席から、バラクはクリントン大統領に電話し、自分とアラファト議長はイスラエル・パレスチナ間の和平における究極のパートナーであると述べたという。また、同席していたイスラエル側出席者の一人は、バラクが芝居気味に「自分は、アラファト議長にとってラビン以上のパートナーとなるつもりだ」と語ったと述べている(注15)。しかし、このムードの高まりも、直後に起きた衝突により再び消え、両指導者は互いに非難しあうことになった。翌月、衝突を停止するため行われたシャルム・エル・シェイクでの会合において、クリントン大統領を間に挟んだバラク、アラファト両者は、相手と目を合わせることもできなかった。

また、当初バラクは、ペレス、ヨッシー・ベイリン、ウリ・サヴィールといった、既にパレスチナ側にパイプ持っている人物を交渉から遠ざけようとしていた。交渉が危機に面した場合、時にはこれらの信頼関係がセーフティ・ネットを提供することがあるが、バラクはその重要性を軽んじていたか、あるいは故意に無視しようとしていたと思われる。結局はプロセスを進めていく中でこれらの人物の助けが必要になり、アル・アクサ・インティファダ発生後、ペレスとアラファト議長との間で停戦に向けた会談が実施され(注16)、やがてベイリンもイスラエル交渉団に入って難民問題を担当するようになり、タバ交渉にも名を連ねた。

第8点として、キャンプ・デイヴィッド・サミット後少数政権に陥ったバラクが、国内の政権基盤の強化を図ろうとして連立内閣の成立を目指した際、シャロン・リクード党首と連立交渉を行ったためパレスチナ住民の間に強い不満を招いたことが挙げられる。シャロンは、アル・アクサ・インティファダのきっかけとなった神殿の丘を訪問した当の人物であり、82年のサブラ・シャティーラ事件の責任者として嫌疑がかけられた人物でもある。当該人物と政権で協力しようとするバラクの行動によって、パレスチナ側は和平プロセスの進展を危惧した。アル・アクサ・インティファダの直前に行われたバラク私邸での秘密会合においても、イスラエル側が「建設的なもの」と評価した一方で、パレスチナ

側は、必ずしも完全に満足してはいなかった。この時点でシャロンが神殿の丘を訪問することを知っていたアラファト議長は、バラクにこの訪問を阻止するよう要請したが、この訪問を内政問題、あるいはリクード内の勢力争いと見ていたバラクは要請を受け入れなかった。パレスチナ側は、このバラクの姿勢に疑念を残して会合をあとにした。イスラエル側は、パレスチナのシャロンに対する反感を理解できておらず、またオスロ以来7年を経ても和平が見えず、国家樹立宣言が行われず、経済状態も悪化していたことでパレスチナ民衆の間に燻っていた不満を読み取れていなかった。衝突発生前にウリ・サヴィール・クネセット議員（当時）が懸念して述べていたように、オスロ合意から7年を経て、互いの首脳や治安担当者が顔をあわせていても、「いまだに互いを知っていても理解はしていな」かったのである（注17）。

（2）交渉相手（パレスチナ側）に帰する要因

パレスチナ側は、キャンプ・デイヴィッド・サミットに向けて明らかに準備不足であった。アラファト議長は、パレスチナ内部でのコンセンサスが形成されていないことを理由に、同サミットを枠組み合意達成のためのものではなく一連の交渉の一つに位置づけようとしていた。キャンプ・デイヴィッドの交渉の場でイスラエル側がエルサレム問題についての提案を行ったとき、パレスチナ側はエルサレムの地図を持参しておらず、パレスチナのPA事務所に「至急エルサレムの地図を送れ」との連絡が入ったとの話もある（パレスチナ関係者コメント）。それまでパレスチナ・トラックにおいては、エルサレム問題は実際の交渉で扱われたことはなかった。バラクも、キャンプ・デイヴィッド・サミットまでは交渉においてエルサレム問題を扱わないよう交渉関係者に指示していた。さらに西岸の領域に関する提案内容を見たアブ・アラPLC議長は、ストックホルムでベン・アミ公安相と交渉を行っていたにもかかわらず、「こんな地図は見るができない」と述べたという。また提案内容を知ったアブドル・ラッポPA文化・情報庁長官は「これでは将来パレスチナの子供達が地図を書くことが出来ない」と述べたという。あるパレスチナ人ジャーナリストは、「これはpeace processではなく、piece processである」と述べていた。パレスチナ側は、合意達成に向けたバラクの熱意を理解しておらず、それまでの交渉ではなかった踏み込んだ提案を示されて戸惑い、議論が尽くせずノーという他なかった。

第2に、バラクがアラファト議長との個人的な信頼関係を築くことがなかった一方で、アラファト議長も和平に向けてイスラエル側に積極的に働く姿勢を示さなかったことが指摘できる。イスラエル側が、パレスチナにおける煽動や、一方的行為の停止を繰り返しパ

レスチナ側に述べなければならなかったのは、アラファト議長がこれらを押さえていないと疑っていたためである。

プンダックは、キャンプ・デイヴィッド・サミットと時期を同じくして、パレスチナ内部でアラファトの後継問題も絡んだ指導者間の争いがあったと指摘している。オスロ合意形成時はアブ・マーゼンPLO執行委員会事務局長とアブ・アラPLC議長がパレスチナ内部の合意形成に動き、これがアラファト議長の意思決定を大いに支えていたが、キャンプ・デイヴィッド・サミットにおいては、パレスチナ内部でコンセンサスが形成されることはなく、逆に内部の指導者争いが激化しており、この闘争が交渉団にも影響し、自分の地位を確固としたものにするため、交渉に対して非妥協的態度を示すという戦術をとることで互いに牽制しあう者もいたという（注18）。イスラエル、エジプト及びヨルダン両国、並びに米国を含めた和平支援国は、パレスチナ内部の権力闘争が和平プロセスに影響を与えていること、そしてパレスチナ内政に更に注意を払う必要があるだろう。

プンダックは、この他に、パレスチナ側におけるサミット失敗の理由として、アラファト議長及びパレスチナ交渉団が、交渉において2つの重大な誤りを犯したことを指摘している。第1は、パレスチナ交渉団が、ユダヤ民族にとって神殿の丘が重要且つ神聖であることに疑義を表明したこと、第2は、現在のイスラエル国土へのパレスチナ難民の帰還権に関してパレスチナ側が激しい発言をしたことで、イスラエル側にパレスチナがユダヤ人国家の崩壊を狙っているとの疑義を作り出してしまったことであるとしている。プンダックは、これらの誤りはオスロの基本精神を壊すものであり、またパレスチナ側が、イスラエル人の宗教的のものや民族的なものというセンシティブな問題に触れてしまったことが、交渉にとって痛手であったと述べている（注19）。

更に、アラファト議長の和平プロセスに対する見通しが、バラクのそれとかけ離れていたことも指摘できよう。アラファト議長は、合意形成の時期をバラクよりも1、2ヶ月後ろ倒しでみていた事は、サミット後イスラエル側の報道で多く指摘された。また、パレスチナ内部、及びアラブ世界でのコンセンサスがないままエルサレム問題に関して回答することは、アラファト議長には不可能であったと思われる。オスロでの秘密交渉後、アラブ諸国から冷たく扱われた経験に加えて、イスラム教の聖地でもあるエルサレムの問題を一人で判断することは不可能であったことは否めない。アラファト議長としては、キャンプ・デイヴィッドで提示された議論を持ち帰り、パレスチナ内部及びアラブ世界に図った上で交渉を進めることが最善であったが、この点をイスラエル及び米国は斟酌できず、サミットで決断がされなかったことで、交渉を無に戻し、アラファト議長に「決断が出来ず、サ

ミットを失敗に導いた人物」とのレッテルを貼り、「機会を逃すことを逃さない戦略を再び採用した」として、責任をおしつけたのである。

これに加えて、パレスチナ側の交渉姿勢として、相手方の意見にコメントはしても、自ら具体的な意見を提示することが殆どできなかつたことが指摘される。クリントン政権で米国家安全保障会議のアラブ・イスラエル問題担当特別補佐官を勤め、キャンプ・デイヴィッド・サミットにも参加したロバート・マーレイと、かつてアラファト議長の補佐官を勤めたフセイン・アグハが共同論文を発表しており、その中で、キャンプ・デイヴィッドからその後のパレスチナ側の本質的な失敗は、米国の提案にイエスと言うこともできなければ、説得力を持ち且つ明確な自らの代案を示すこともできなかつたことであると指摘している（注20）。実際、キャンプ・デイヴィッドでの議論に対しては後になってコメントを発表しており、2000年12月末のクリントン提案に対しても受け入れの可否の回答に先立ち44か条のコメントを発表している。しかし、タバ交渉においては、パレスチナ側も十分な準備をして望み、キャンプ・デイヴィッドでの交渉とは違った積極的な姿勢（イスラエル側関係者コメント）で、反論だけでなく自らの提案も積極的に行い、その結果いくつかの協議事項（例えば難民問題）ではこれまでにない前進があったとも言われている（注21）。しかしタバ交渉も、キャンプ・デイヴィッドと同様交渉事項全てが合意に至らなかつたことで、合意は達成されず、議論されたことは今後の交渉に影響させないとして、1月27日、ベン・アミ外相、アブ・アラPLC議長のタバ宣言をもって終了された。

（3）イスラエル内政に関する要因

ここではまずバラク内閣について改めて検証してみる。99年5月17日の選挙は、イスラエル史上二度目の（その後首相公選制が廃止されたため、制度復活がなければ最後の）首相選挙とクネセット議員選出のための比例代表選挙の二本立て選挙であった。この場合、首相選挙では、安全保障上の争点と、現職に対する信任・不信任の判断が大きく影響し、経済、社会面等の個人の利益に関連する内政上の問題は党（リスト）への投票結果に大きく反映することになる。バラク自身は、現職のネタニヤフに12%のリードをつけて大勝したが、クネセット選挙では、自ら率いた「一つのイスラエル」は26議席に留まった。また最大野党のリクードも19議席に留まる一方で、大躍進を遂げたシャスが17議席を獲得し第三位となった他、120の議席にユダヤ教正統派、右派宗教政党、中道、世俗、旧ロシア系移民政党及びアラブ系政党等が名を連ね、選挙投票結果の会派数としてはイスラエル史上最多の15会派となり、少数乱立化が一層進んだ結果となった。例えば労働党の得票数を見ると、

96年の選挙では約82万票を獲得したが（当時は34議席獲得）、99年の選挙では、「一つのイスラエル」としても67万票を獲得したに過ぎない。また議席数も、「一つのイスラエル」、リクード、シャスの三党派でも62議席を占めたに過ぎなかった（注22）。組閣にあたっては、シャスの入閣に対して世俗政党及びバラク支持者からの強い抵抗があり、バラク自身もシャスではなくリクードの入閣を望んでいたともいわれているが、結局、「一つのイスラエル」に加えて、メレツ、中道党、イスラエル・バアリヤ、シャス、国家宗教党、統一トーラ・ユダヤ教を取り込み、クネセットで75議席を占める幅広い連立政権を形成した。しかし、7会派中4会派はネタニヤフ政権においても名を連ねており、右派政党のイスラエル・バアリヤは首相選挙においてバラクの反対勢力であった。同政党と並んで、入植者を支持母体とする国家宗教党は、中東和平の進展においては危険分子要因であった。実際、その後、IDFの再展開に関する閣議投票において、イツハック・レヴィ建設相（国家宗教党）及びナタン・シャランスキー内相（イスラエル・バアリヤ）は反対票を投じている。

バラクは、和平合意を達成するためには国内の政治的摩擦をできるだけ少なくするべきだと考えており、右派を阻害して重大な政治的（そして肉体的）犠牲を払った故ラビンの失敗を繰り返したくなかった（注23）。しかし国家宗教党が政権入りして建設相のポストを占めたことで、パレスチナ側は入植地の拡大を懸念してバラク政権に不信感を持つことになり、また右派の強硬な反対が、アブ・ディス他二集落の移行を妨げる要因ともなった。キャンプ・デイヴィッド・サミット開催に先立って、シャス、国家宗教党及びイスラエル・バアリヤは、パレスチナ側への妥協が予想されることからこれに反対して連立を離脱した。シャランスキー・イスラエル・バアリヤ党首は、バラクからサミットへの参加を呼びかけられたがこれを拒否した。またサミット後には、「一つのイスラエル」に属するダヴィッド・レヴィ（ゲシェル）が外相職を辞任した。キャンプ・デイヴィッド・サミットが失敗に終わった後、クリントン大統領がバラクの尽力を称え、他方アラファト議長の優柔不断さを非難したのは、内政が不安定になったバラクを助けるためであった。イスラエルのTVにまで出演したクリントン大統領のやり方は、米国は「イスラエル寄り」だとのパレスチナの批判を助長してしまった。

また、内政の問題に限っても、統一トーラ・ユダヤ教が、宗教上の問題（巨大電気タービンの移送に関して、平日の交通の妨害となることを避けるため安息日に移送することが許可されたことに対する反対）から既に連立を離脱していた他、シャスの教育システムをめぐる問題でシャスとメレツが対立し、シャスの連立離脱カードに対して、「中東和平プロセスの進展を妨げないため」メレツが閣僚ポストを離れた。

キャンプ・デイヴィッド・サミットに前後して、バラク内閣は42議席という少数政権に陥った状態で内政と中東和平の両難局の舵取りをしなければならなくなった。バラク自身も多くの閣僚ポストを兼務していた。これに加えて、2000年9月末からのアル・アクサ・インティファダの発生は、バラクの支持率低下に一層の拍車をかけた。バラクは、シャロンスキー・イスラエル・バアリヤ党首に対し、ユダヤ人との無用な相互の憎悪が神殿崩壊を引き起こした責任について説いたトラーの一説を引用して、内部から自分達を破壊してしまうことの危険性を指摘していた（注24）。結局バラクは、リクードに参加を呼びかけて連立内閣を形成しようとしたものの失敗し、12月にはクネセット解散法案が第一読会を通過した。解散必至となったことを見て取ったバラクは、同月9日に突然首相辞任を表明、その後首相選挙キャンペーンとパレスチナとの交渉を並行して進めた。バラク自身は、選挙までにパレスチナとの間で何らかの合意を纏め上げ、自身の支持率も上昇させた上で選挙において勝利することを信じていたと思われる。選挙キャンペーンにおいても、レバノンからの撤退完了、経済の回復といった実績を前面に出し、イスラエル国内の社会改革の必要性を説いたが、国民の関心は紛争に向いていた。タバ交渉における合意もなく、2001年2月6日の首相選挙において、バラクはシャロンに25%の大差で大敗した。

この大敗の背景には、バラクの選挙戦略とは裏腹に、アル・アクサ・インティファダが続く中で交渉を継続したバラクに対する不満の声がイスラエル国内で強かったことが指摘できる。パレスチナとの間で衝突が起こっている間は交渉を止めるべきだと言うのがイスラエル国内の多数意見であった。衝突を止められず、その一方でリクードとの連立交渉及び和平交渉を並行して行ったことで、バラクは、イスラエル内部からもパレスチナ側からも信任を失っていたのである。

また敗因には、バラクに対する不信任及び左派の棄権票に加えて、アラブ系住民のバラクに対する反発もあった。99年の選挙では、アラブ系住民の95%がバラクに投票したと言われ、バラク勝利の一翼を担っており、バラク自身もアラブ系の票の取り込みに熱心であった。しかし組閣時にアラブ系政党に参加を呼びかけなかったことで同住民の間に失望を招いた。さらに2000年10月のアラブ系住民へのイスラエル警察の発砲事件により、アラブ系住民のバラクに対する不満と怒りが一層募ることとなった。結果として、2001年2月の首相選挙では、アラブ系住民の殆どは棄権したと言われており、バラクは大量の票を失った。

またバラクの人事運営面についても問題点が指摘されている。4.（1）の第4点とも関連するが、閣僚人事については、バラクは労働党指導者層と協力せず、逆にこれを排除しようとした。労働党事務局長のウジ・バラムとは敵対し、ペレスには地域協力相という新

設ポストを与えてただ閣僚の椅子を与えられたに過ぎない形に留めた。アヴラハム・ブルグとはクネセット議長ポストをめぐって対立し、ハイム・ラモンを首相府相（エルサレム問題担当）という権限の殆どないポストにつけた。他方で、軍で密接な関係を築いていた人物を登用した。ダニ・ヤトムを首席補佐官につけ、和平交渉にあたっては、経験、人脈共に豊富なペレス、ベイリンといった人物の関与を排除した一方、退役将校のウリ・サギをシリア交渉団の首班にした。またギラッド・シェル弁護士を対パレスチナ交渉の中核に据えたことは多くの反発を招き、民間人が政策の重大機密に触れることになるとして検事総長からも疑義が呈された（シェル弁護士は、後に首相府官房長に就任した）。また政治運営、和平交渉の両面で秘密主義を通し、特に政治家を拘わらせなかったことが反発を招いた。イスラエルでは、56年のスエズ危機当時のダヴィッド・ベン・グリオン、モシェ・ダヤン及びペレスとの間の緊密な関係が知られており、また軍出身者は、戦火を共にした同志を近いポストに就けることはイスラエルにおいても考えられなくはないが、これが内政面でのひび割れを招くことになり、政治運営、中東和平に支障をきたすようなことになってはならない。バラクの場合、この人事運営面での問題が中東和平に決定的な支障をきたしたとは考えられないが、党内の反発を招いたことで内政の不安定を招いたことは指摘されよう。

以上の理由から、バラクは、政権末期には、内政面でも、またパレスチナ側にも信頼を失っており、中東和平を扱うことは殆ど不能に陥っていた。結局、中東和平の進展をキーとして組閣したものの、重大な局面で反対派勢力に離脱されてしまった上に内政上の問題を抱え、更にパレスチナとの衝突という事態が生じた結果、バラクはどの問題も処理できずに終わったのである。99年の首相選挙がネタニヤフに対する信任投票であると同時にバラク選出という側面があったのに対し、2001年の首相選挙は、バラクに対する不信任の現れと、衝突に対する国民の嫌気が反映したものであり、決して積極的にシャロンが選出されたわけではなかった。バラク自身は決して問題処理能力がない人物ではない。同人の優秀さ、問題処理能力の高さはよく知られているところである。ただ、その能力の高さが時には裏目に出ることもある。中東和平や内政の問題は、軍事作戦のようにことが運ぶわけではない。政治は、軍において駒を動かすようには行かない。バラクが今回失敗したのは、それまで経験しなかった、政治の世界での困難さでもあった。イスラエル軍史上最も多くの榮譽を得た、初めてのキブツ出身の首相は、政治家生活6年足らず、首相在任期間20ヶ月で姿を消すこととなった。そしてその後任が、政治家生活26年で、軍歴でも様々な物議をかもしている人物であるのは皮肉なことであるといえるかもしれない。

(4) その他の外的要因

パレスチナ・トラックのタイムライン設定の性急さについては、4. (1) の第3点でも指摘しているが、このタイムラインの設定にあたって、クリントン大統領の任期が影響していたことは当初から指摘されていた。パレスチナ側は米国の関与に非常に積極的であったが、イスラエル側においても、和平交渉は当事者間で行うべきとする一方で、米国の支援を必要とし、利用していた。そこには、和平を達成した際の経済援助も織り込まれていた。特にクリントン大統領は、在職期間の最後には外交の殆どを中東和平の達成に割いており、同大統領の任期中に達成することがイスラエル・パレスチナにとっても得策であった。しかし結局タイムテーブル通りに和平プロセスが進むことはなく、予定通りだったのはクリントンの任期だけであった。アラファト議長は、クリントン在任中最も多くホワイトハウスを訪れた外国の首脳であったが、ブッシュ政権になってからは、同政権成立後1年を経過した2002年1月末現在、一度も渡米していない。

パレスチナ・トラックにあたっては、米国の姿勢があまりにもイスラエル寄りであるとの声がパレスチナ側から上がっていた。サミット前の会談において、クリントン大統領は、アラファト議長に対し、第三次再展開他暫定合意事項を実施することの重要性について同意し、第三次再展開の実施についての言質をバラクから引き出した。さらに、サミットが失敗に終わった場合もアラファト議長を非難しないことを保証した。しかしこの約束は簡単に反故にされ、暫定事項は何ら実施されることはなかった。サミットでの米国提案は、パレスチナ側には「イスラエル提案」として捉えられ、余計な反発を招くことになった。キャンプ・デイヴィッド・サミットについても、パレスチナ側は当初出席に消極的であり、米国に無理やり引っ張り出されたとの思いがあった。明らかにパレスチナ側は準備不足であった。サミットにおいて米国は、パレスチナ代表団に対し、イスラエルの連立政権は不安定だと繰り返し述べ、その結果、パレスチナにとっては、サミットの目的は、和平を達成することだけでなくバラクを救うことにあると思われた（注25）。そのサミットで合意が得られなかったことで、米国がバラクの「勇気ある姿勢」を称える一方でパレスチナに失望し、クリントン大統領は、約束を反故にしてアラファト議長にサミット失敗の責めを負わせた。パレスチナ側にとっては、米国とイスラエルが一体となって行動しているように受け止められても仕様がなない一面があった。クリントン大統領が功を急いだことも原因として考えられるが、米国側にもパレスチナ側に配慮する面が欠けていたといえよう。

また、サミットにおいて、米国は、パレスチナ側交渉団メンバーの中で、ムハンマド・ラシード・アラファト議長経済顧問及びムハンマド・ダハランPAガザ地区予防治安部隊長

官の二人の若い指導者がプラグマティックだと見て特に緊密な関係を築こうとし、これがパレスチナ交渉団内で他のメンバーの不評を買いパレスチナ側代表団に余計な波風を起こすことになった（注26）。これらの問題点は、交渉の仲介者がどの程度まで関与できるかと言う問題をはらんでいる。

さらに、和平交渉が世間の目に晒された中で行わなければならなかったことも、交渉を困難にさせた点として指摘されよう。勿論交渉の内容それ自体は秘密裏にされていた。またパレスチナ・トラックにおいてもシリア・トラックにおいても様々な秘密チャンネルがあり、それらが表の交渉に寄与したこともあれば、ベン・アミーアブ・アラの「ストックホルム・チャンネル」のように表側の交渉となる場合もあった。しかし、中東和平の交渉はこれまで交渉自体が秘密裏に行われることが多かった。特にイスラエルでは、マスコミのスクープによって交渉内容が明らかにされ、国内で反対の声が上がって交渉がつぶれてしまうことを恐れる。マーティン・インディック前駐イスラエル米国大使は、「『ストックホルム』は暴露された時点で死んだ」と述べ、さらに「もしストックホルムが続いていたら、キャンプ・デイヴィッドへのよい布石となっていたかもしれない。しかしバラクは、（交渉の）リークによって政権が崩壊し、（和平交渉の）詰めが得られないと考えた」と指摘している（注27）。シリア・トラックにおいても、シェファーズタウン・サミットにおける内容についてHa'aretz紙が合意草案をスクープとして報道したことが、シリア側を怒らせる結果となった。一方この報道についてイスラエル側は、報道同日に首相府がコミュニケを発表し、記事の内容を「米国作成ペーパー」であると認め、既にコメントをしたと述べた（注28）。

オスロ秘密交渉に参加したサヴィールは、同交渉に参加する際、故ラビン首相から「同交渉を完全に秘密裏に行うこと」、「交渉は当事者間（バイ）で進め、第三者の支援をうけたり、仲裁を受け入れたりしないこと」の2点を指示されたと述べている。サヴィールが交渉の秘密性を保つ理由を質したところ、故ラビンは、第一にPLOの真剣さを試すため、第二に交渉がリークされた場合、交渉に対する真剣さがなくなるためであると述べたという。またサヴィールは、秘密交渉においては交渉に計画性がもたせられず、タフな作業が要求されること、また、合意形成の過程において指導者の間に交渉そのものに関する合意が形成され、交渉に対する指示が行われるが、当時行われていた和平交渉でどの程度充分に合意された上で指示がなされているかどうかを懸念していると述べた（注29）。サヴィールのこの懸念は主としてイスラエル側に対するものであったが、シェル弁護士は、パレスチナ側交渉団がアラファト議長に対して秘密交渉の主要な論点の詳細を秘密にしていたと

指摘している。キャンプ・デイヴィッドの直前に同弁護士とベン・アミ公安相がナブルスへ赴いてアラファト議長と会談した際、同議長はそれまでどのような議論がなされているのか正確にわかっていなかったという（注30）。

交渉事項の難しさそのものが理由で交渉が成立しなかったとの意見もある。一般には、イスラエル・パレスチナ間で最も意見の差があったのはエルサレムの分割問題であったといわれているが、これに対してクリントン前大統領は、難民問題で話し合いが分かれたと述べ、他方マーレイは、全ての事項で両者の間に溝があったと述べている（注31）。

このように、和平プロセスの失敗については様々な要因が考えられる。これらのいずれか一つを取って、それが原因だと主張できるものではなく、各要因が様々に絡み合った結果、今回の和平プロセスが失敗に終わったと見るべきであろう。決してアラファト一人、バラク一人の責に帰することができるものではない。

この検証からいえる最大の失敗要因は、イスラエル、パレスチナ間の和平プロセス及びその進展に関する見方、考え方の差、そしてその差を引き起こしている相手方に対する無理解ではないだろうか。例えば暫定合意事項の実施を積み重ねたかったパレスチナと、一気に最終的地位合意を行いたかったバラクは、互いの考えを理解していなかった。サミットに向けたバラクの真剣さをパレスチナ側は量り損ね、結果として再び「機会を逃す機会を逃さなかった」と言われることになった。バラク私邸での秘密会合も、建設的に受け止めたイスラエル側と、疑念を抱いたままのパレスチナ側では差があった。アラファト議長には、2000年7月の時点でサミットをする準備がなかったが、2001年1月の訪米時には、「今なら14日で合意できる」として米にサミットの開催を要請している（注32）。この時点で、アラファト議長にバラク敗北とシャロン政権誕生が迫っているとの危惧があったかどうかは定かではない。自らの意見を述べないと批判され続けたパレスチナ側は、タバ交渉においてはじめて積極的な意見を述べた。これらの差は、オスロ合意から7年の交渉と挫折を重ねても埋められていない溝であった。ベン・アミは、キャンプ・デイヴィッドの終盤になってイスラエル側は、パレスチナの領土に関して最終的地位交渉の見方がいかに双方の間で異なっているかに気づいたと述べている（注33）。パレスチナ側にとっては、国連安保理決議242及び338を受諾した時点で大きな譲歩をし、さらにオスロ合意でイスラエルの存在を認めたことで既に充分譲歩を行ったというのが基本的な考え方であった。しかしイスラエル側は、パレスチナ側が（67年の境界線内の）領土を完全に得られないことをオスロ合意以後了解していたと誤っていたのである。

しかし、バラクがキャンプ・デイヴィッド・サミットでこれまでのタブーを破った議論

に踏み込んだことでこの差が縮まったと言えるのではないだろうか。次の項では、この点について検証する。

5. バラク政権が和平プロセスに残した功績

(1) パレスチナ・トラック

アル・アクサ・インティファダが発生して以来、「オスロ合意は死んだ」と言われるようになった。これに対して、オスロ合意に参加したベイリンは、「『オスロ』とは、1978年のキャンプ・デイヴィッド合意の規定を実現する手段であり、1991年のマドリード和平会議で採択された一条項である。バラク政権がシャルム・エル・シェイクで署名した覚書で最終的地位交渉に重点が置かれたことで、オスロ合意はその役目を果たしたと言える。今は、その暫定合意としての役割を越えて、恒久的な、もしくは他の協定に変わる時である」と述べている（注34）。

ベイリンが指摘した通り、バラクの和平プロセスの功績は最終的地位交渉の扉を開いたことであろう。初めて具体的に最終的地位合意に関する交渉を行い、エルサレム、難民、入植地等の問題について提案が交わされることになった。特に、キャンプ・デイヴィッドで初めてエルサレムの問題が取り上げられたことにパレスチナ側は「心底驚いた」（パレスチナ関係者コメント）。キャンプ・デイヴィッドにおいて、バラクがエルサレムの旧市街の分割や、アラブ人人口が密集しているエルサレム近郊の集落に対するパレスチナの主権を受け入れる姿勢を見せた際には、米国が驚き、イスラエルの世論を懸念した。実際、イスラエル側でも賛否両立場からの議論が起こった。しかし、タブーが破られたことで議論ができるようになったとの指摘もある。

メナヘム・クライン・エルサレム・インスティテュート・フォー・イスラエル・スタディーズ上級研究員は、キャンプ・デイヴィッドにおいては、文書にはされなかったが、口頭ベースでいくつかの了解が生み出されたと指摘し、エルサレムに関する了解事項を紹介している。第一に、67年戦争以前のエルサレムの状態に戻ることはない、同時に、イスラエルによって一方的に設定されたエルサレムの行政区域の境界線が残ることもない。第二に、全当事者は、エルサレムが（イスラエル、パレスチナ）双方向に発展することに合意する。第三に、この拡大されたエルサレム市は、共通の特性と義務をもった単一の都市ユニットとみなされ、オープンなままとする。一般的な意味での国境線は引かれることはない。第四に、イスラエル、パレスチナ両者は、拡大されたエルサレムの領域に二つの市当局が設置されることに同意する。パレスチナ市当局は完全なパレスチナの主権下から独立した行

政地区として設置され、これがパレスチナ国家の首都となる。第五に、イスラエル、パレスチナ両者は、近郊地域の交換が必要であることを了解する。イスラエルは、南東部のスル・バヘル、並びに北部のショハット及びベイト・ハニーナといった外環地域を主権領域から除外する。これらの地域は67年にイスラエルによって設定された行政領域の外部の住宅地域に合併される。見返りとしてイスラエルは、マーレ・アドミーム、ギヴァット・ゼーヴ及びグッシュ・エツィオンといったエルサレムに近接する入植地の主権を受け取る。イスラエルは、グッシュ・エツィオンを独自の行政地域のままとするか、あるいはエルサレムのユダヤ側行政地区に統合するかどうかを決定できる。またパレスチナ側は、かつてヨルダンの領域であり、67年以後イスラエルが建設したエルサレムの近郊地域を公式に認める。パレスチナ側にとっては、これらの地域は西岸・ガザの他の入植地と同様違法な入植地であり、エルサレムの近郊地域と他の入植地を区別するのは困難であるが、かつてのヨルダン地域の約半分の住人はイスラエルのユダヤ人であり、彼らをパレスチナ側の市に吸収することは、イスラエルの市民権を持ったままであれば、パレスチナの永遠の首都に二民族の性格を与えることになる。逆にイスラエルの場合も同様であり、67年の境界線によって仕切られたエルサレムを統一されたイスラエルの永遠の首都であるとの宣言の撤回に対して厳格であればあるほど、市の住民の三分之一がアラブ系パレスチナ人であるという事実がそのようなレトリックを空虚な物にしてしまう。

クラインは、イスラエル、パレスチナ両者は、土地のアイデンティティを決定するのは他でもなくそこにすむ住民であるとの結論に到ったのだと指摘している。そして、キャンプ・デイヴィッドで敷かれた土台は、その基礎が一致した支持を得ており、将来のあらゆる合意に対して参考となる枠組みを形成すると述べている（注35）。

バラクは、この二つの行政区域について、イスラエル側を「エルサレム(Jerusalem)」、パレスチナ側を「アル・クッズ(Al-Quds)」と呼ぶ、互いに隣接した二つの首都となる、としている（注36）。

バラクのキャンプ・デイヴィッドでのエルサレムに関する戦略は、サミットを利用して、イスラエル国民に、市の一部をパレスチナの主権とするという、それまで思いも寄らなかったことに対する準備をさせること、そしてこの点を含めた合意を達成してイスラエルへ持ち帰ることだった。キャンプ・デイヴィッドでバラクは、一方で同地の交渉担当者に指示を与えつつ、他方でイスラエル本国にいるベイリン司法相、ラモン首相府相、ダリア・イツィック環境相、ベン・エリエゼル通信相等、あるいは右派勢力（シャランスキー・イスラエル・バアリヤ党首やリケード幹部）に電話し、自分の考えやサミットでの交渉内容を

伝え、これらの政治家により電話の内容がマスコミを通じて公にされ、国民の間で議論を起こすことを狙った（注37）。実際イスラエル国民は、こうしてタブーが破られたことを知り、議論が起こったのである。結果として合意は実を結ばなかったが、タブーは破られた。

領土の交換については、キャンプ・デイヴィッドの交渉に関して様々な数字が取りざたされた。これに関してデニス・ロス前米中東和平担当特使は、「西岸の4%から6%を（イスラエルに）併合し、代償として1%から3%の土地を交換のため提供するとの議論があった。例えば（西岸の）95%（がパレスチナ側のものになる）といわれているとしたら、それは折衷案的アプローチとして避けられないものである。『4から6？およそ5ってところだね？5%の併合だ。1から3？... 2%ってところか』といった具合に」と説明している（注38）。またタバでの交渉において、イスラエル側は、西岸の6%を（イスラエルに）併合し、代償としてその部分と同等の価値を持つ（イスラエル国内の）土地3%を提供するとの案を提出した（注39）。

キャンプ・デイヴィッドでの交渉も、タバでの交渉も、その内容は後の交渉を拘束するものではないと宣言されており、シャロン政権も、過去の交渉内容は何ら将来の交渉に効力をもたないと明言している。しかし実際には、キャンプ・デイヴィッド後に行われたイスラエル、パレスチナ間の交渉では、キャンプ・デイヴィッドでの議論がベースになった。今後両当事者間で和平交渉が再開される場合には、なんらかの形でバラク政権期間中に話し合われた内容が影響していくことであろう。

また和平プロセスにはいくつもの裏チャンネルがある。これらの中には、衝突発生後、イスラエル・パレスチナ間で全く連絡の途切れたチャンネルもあれば、コンタクトを続けているチャンネルもある。連絡がなくなったチャンネルも、イスラエル内部、あるいはパレスチナ内部で築かれた人脈を保ち続け、研究を重ねているものもある。「何年後になるかはわからないし、将来バラクが返ってくるのか、他の人物が首班となるのかもわからないが、将来和平交渉が再開されるときには、今回の交渉の経験が活かされるであろうし、また無駄にはいけないと考えている」とある研究者は述べている。「バラクのやり方は間違っていたが、今回の交渉の内容は将来の基本になるだろう」と述べる研究者もいる。ベイリンの弁を踏まえれば、オスロを越えた次の合意になる時のための準備がなされているといえよう。

バラクは、就任直後にシャルム・エル・シェイクで合意を締結したが、この合意の暫定合意の実施事項についての取り決めはワイリバー合意の焼き直しであった。しかしバラクは、自分が目標としていた、早急な和平達成のため最終的地位合意の交渉の開始を同覚書

において規定させ、これを実行に移した。バラクは、和平プロセスを、暫定合意から次の段階へと進めたのであり、これがバラク政権のパレスチナ・トラックにおける功績であったといえよう。

イスラエルにとって懸念されるのは、交渉の相手であるパレスチナ側の将来、特にアラファト議長についてであろう。アラファト議長は、暴力を停止できないとしてその資質が米国によって取りざたされており、シャロン政権がPAの関係施設に攻撃を加え、議長自身の移動の自由を押さえてしまっている。シャロン政権は、「暴力の最中にその相手との交渉を行わない」としていたが。交渉のテーブルにつく用意はないどころか、交渉のテーブルすら準備していない感がある。イスラエル・パレスチナ間の衝突は、当初こそ前回のインティファダのように民衆運動の動きもあったが、直ぐに西岸、ガザ地区のイスラエルの治安施設を狙った武装闘争へと姿を変えた。インティファダ発生から2ヵ月後の2000年12月には既に戦術の変化がパレスチナの政治バランスのシフトを反映し、例えアラファト議長が望んでももはや戻すことは不可能かもしれないところに至っていた（注40）。この時点で既に武装闘争にファタハが深く関与していることから、アラファト議長の統治能力が取りざたされ始めていた。そもそもファタハは、PLO内の組織であり、アラファト議長の配下にある。同議長が本気で暴力の停止を呼びかければ、ファタハによる武装闘争は止むはずであると考えられるのは当然であろう。現に99年5月のナクバの日に始まった暴動は、ファタハの一内部組織であるタンジームが深く関与しており、アラファト議長の命令で暴力が止んでいる。議長の暴力停止の呼びかけが効果をなしていないことも、イスラエル側がアラファト議長の統治能力、あるいは暴力への関与を疑う理由になっている。イスラエル側にとっては、和平を再開するのではなく、単に事態を收拾するための交渉相手すらないということになるのである。このまま闘争部門が力をつけ、行政統治部門であるPAやPLCが弱体化していくことは、現在の衝突が止められなくなるだけでなく、イスラエルにとっても決して得策ではないはずである。

（2）シリア・トラック

イスラエルとの交渉において、シリア側が譲らなかった点は、「1967年6月4日の国境線までのイスラエル側の撤退」である。この点は、故ラビンが同意したとも、ネタニヤフが秘密交渉で合意していたとも言われている。アサド大統領にとっては、78年のエジプト－イスラエル間の和平合意においてサダト・エジプト大統領がシナイ半島の返還を得たように、また、94年のヨルダン－イスラエル間の和平合意において、故フセイン・ヨルダン国

王が故ラビン首相との間で1対1の領土交換を成し遂げたように、領土という目に見える形を取り返したいとの思いがあったといわれている。結局シリア側に妥協の姿勢はなく、シリア・トラックは再び中断されたままである。今後再開される可能性があるとしても、どの時点から交渉を始めるかが再度最大の焦点となろう。また、世代交代したシリアが、対イスラエル戦略をどのようなものにするかが注視されるであろう。

6. 終わりに

和平への期待を担って登場したバラク政権であったが、その終了時には一つの合意も残せず、逆に衝突という大きな炭火が残ってしまった。バラク政権における和平合意の失敗は、当初責められていたようなアラファト議長一人の責任でもなく、また翻ってバラクにその責任を負わずのではなく、様々な要因が交じり合ったためであった。また結果としてパレスチナとイスラエルの間には衝突という現実が残ったが、これはバラク政権の和平政策の失敗だけでなく、オスロ合意から7年を経て和平がもたらされなかったことでパレスチナ民衆の間にある不満が爆発してしまった結果であった。

しかしオスロ合意は、バラクによってその精神を生かされ、更に最終的地位問題に踏み込んだ議論を行ったことで、エルサレム問題等のタブーが破られ、これらの事項を議論する土台が築かれた。バラクの和平政策の功績は、この最終的地位事項の議論に関する土台作りであったといえる。

また、シリア・トラックについても、交渉のテーブルに双方がついたという実績は評価できるのではないだろうか。米国による和平草案が出されたことも、今後の議論の基礎を提供したことになった。

今後イスラエルが中東の地で生き残りを追及する中で、力による生存ではなく周辺諸国との共存、和平が選択されなければならない。現在の不透明な状況を抜けて将来また和平プロセスの進展の機会が到来した際には、バラク政権時に築かれた、一步踏み込んだ土台での交渉から始められることになるであろう。

(資料)

バラク政権期間において和平交渉で提示された内容

バラクは和平合意を締結することはなかったが、和平交渉の中で様々な提案がなされており、それらは今後和平交渉が再開された場合の交渉の土台になりえると考えられる。本文中で触れたものもあるが、記録を兼ねて、ここに資料として提示する。

1. イスラエル－シリア和平合意草案（米国作成）（2000年1月13日Ha'aretz紙掲載）及び
同和平タイムライン（2000年1月17日Ha'aretz紙掲載）

A Framework for Peace between Israel and Syria

The draft peace treaty presented by the Clinton administration to Jerusalem and Damascus

7 January 2000

TREATY OF PEACE BETWEEN THE STATE OF ISRAEL AND THE SYRIAN ARAB
REPUBLIC

PREAMBLE

The Government of the State of Israel and the Government of the Syrian Arab
Republic:

Aiming at the achievement of a just, lasting and comprehensive peace in the Middle
East based on Security Council resolutions 242 and 338 and within the framework of
the peace process initiated at Madrid on 31 October 1991;

Reaffirming their faith in the purposes and principles of the Charter of the United
Nations and recognizing their right and obligation to live in peace with each other, as
well as with all states, within secure and recognized boundaries;

Desiring to establish mutual respect and to develop honorable, friendly and good
neighborly relations;

Resolved to establish permanent peace between them in accordance with this Treaty.

Have agreed as follows:

ARTICLE I - Establishment of Peace and Security within Recognized Boundaries.

1. The state of war between Israel and Syria (hereinafter "the Parties") is hereby terminated and peace is established between them. The Parties will maintain normal, peaceful relations as set out in Article III below.

2. The permanent secure and recognized international boundary between Israel and Syria is the boundary set forth in Article II below. The location of the boundary has been commonly agreed (Syrian position: and is based on the June 4, 1967 line) (Israeli position: taking into account security and other vital interests of the Parties as well as legal considerations of both sides). Israel will (S: withdraw) (I: relocate) all its armed forces (S: and civilians) behind this boundary in accordance with Annex --- of this Treaty. (S: Thereafter, each Party will exercise its full sovereignty on its side of the international boundary, including as agreed in this Treaty.)

3. To enhance the security of both Parties, agreed security measures will be implemented in accordance with Article IV below.

4. The time line at Annex --- sets forth an agreed schedule for synchronized implementation of this and the other Articles of this Treaty.

ARTICLE II - International Boundary

1. The international boundary between Israel and Syria is as shown on the mapping materials and co-ordinates specified in Annex ---. This boundary is the permanent, secure and recognized international boundary between Israel and Syria and supercedes any previous boundary or line of demarcation between them.

2. The Parties will respect the inviolability of this boundary and of each other's territory, territorial waters and airspace.

3. A Joint Boundary Commission is hereby established. Its functions and activities are set out in Annex ---.

ARTICLE III - Normal Peaceful Relations

1. The Parties will apply between them the provisions of the Charter of the United Nations and the principles of international law governing relations among states in time of peace.

In particular:

a. they recognize and will respect each other's sovereignty, territorial integrity and political independence and right to live in peace within secure and recognized

boundaries; and

b. they will establish and develop friendly and good neighborly relations, will refrain from the threat or use of force, directly or indirectly, against each other, will cooperate in promoting peace, stability and development in their region and will settle all disputes between them by peaceful means.

2. The Parties will establish full diplomatic and consular relations, including the exchange of resident ambassadors.

3. The Parties recognize a mutuality of interest in honorable and good neighborly relations based on mutual respect and for this purpose will:

a. promote beneficial bilateral economic and trade relations including by enabling the free and unimpeded flow of people, goods and services between the two countries.

b. remove all discriminatory barriers to normal economic relations, terminate economic boycotts directed at the other Party, repeal all discriminatory legislation, and cooperate in terminating boycotts against either Party by third parties.

c. promote relations between them in the sphere of transportation. In this regard, the Parties will open and maintain roads and international border crossings between the two countries, cooperate in the development of rail links, grant normal access to its ports for vessels and cargoes of the other or vessels or cargoes destined for or coming from that Party, and enter into normal civil aviation relations.

d. establish normal postal, telephone, telex, data facsimile, wireless and cable communications and television relay services by cable, radio and satellite between them on a non-discriminatory basis in accordance with relevant international conventions and regulations; and

e. promote cooperation in the field of tourism in order to facilitate and encourage mutual tourism and tourism from third countries.

Annex --- sets forth the agreed procedures for establishing and developing these relations, (I: including the schedule for the attainment of relevant agreements as well as arrangements concerning the Israelis and Israeli communities in areas from which Israeli forces will be relocated pursuant to Article I).

4. The Parties undertake to ensure mutual enjoyment by each other's citizens of due process of law within their respective legal systems and before their courts.

(Notes: (I) Components of normal peaceful relations which require further discussion: cultural relations; environment; interconnection of electricity grids; energy; health and medicine; and agriculture.

(II) Other possible areas for consideration: combating crime and drugs; anti-incitement cooperation; human rights; places of historical and religious significance and memorials; legal cooperation in the search for missing persons.)

ARTICLE IV - Security

A. Security Arrangements

Recognizing the importance of security for both Parties as an important element of permanent peace and stability, the Parties will employ the following security arrangements to build mutual confidence in the implementation of this Treaty and to provide for the security needs of both Parties:

1. Areas of limitation of forces and capabilities, including limitations on their readiness and activities, and on armaments, weapon system and military infrastructure, as described in Annex ---.

2. Within the areas of limitation of forces and capabilities, the establishment of a demilitarized zone (I: encompassing both the area from which Israeli forces will be relocated and the existing Area of Separation established under the Agreement on Disengagement between Israeli and Syrian Forces of 31 May 1974) (S: of equal scope on both sides of the border). As described in Annex ---, no military forces, armaments, weapon systems, military capabilities, or military infrastructure will be introduced into the demilitarized zone by either Party and only a limited civil police presence may be deployed in the area. (I: Both sides agree not to fly over the demilitarized zone without special arrangements.)

3. Early warning capabilities, including an early warning ground station on Mt. Hermon (I: with an effective Israeli presence) (S: operated by the United States and France under their total auspices and responsibilities). Arrangements for the unimpeded, efficient and continuous operation of this station are as detailed in Annex ---.

4. A monitoring, inspection and verification mechanism (I: composed of the two Parties and a multinational component and including on-site technical means) (S: through an

international presence), to monitor and supervise the implementation of the security arrangements.

Details regarding these security arrangements, including their scope, positioning and nature, as well as other security arrangements, are specified in Annex ---.

B. Other Security Measures

As further steps to ensure a permanent cessation of hostilities of any form between the Parties or from their territories against each other.

1. Each Party undertakes to refrain from cooperating with any third party in a hostile alliance of a military character and will ensure that territory under its control is not used by any military forces of a third party (including their equipment and armaments) in circumstances that would adversely affect the security of the other Party.

2. Each Party undertakes to refrain from organizing, instigating, inciting, assisting or participating in any acts or threats of violence against the other Party, its citizens or their property wherever located, and will take effective measures to ensure that no such acts occur from, or are supported by individuals on, its territory or territory under its control. In this regard, without prejudice to the basic rights of freedom of expression and association, each Party will take necessary and effective measures to prevent the entry, presence and operation in its territory of any group or organization, and their infrastructure, which threatens the security of the other Party by the use of, or incitement to the use of, violent means.

3. Both Parties recognize that international terrorism in all its forms threatens the security of all nations and therefore share a common interest in the enhancement of international cooperative efforts to deal with this problem.

C. Cooperation and Liaison in Security Matters

The Parties will establish a direct liaison and coordination mechanism between them as described in Annex --- to facilitate implementation of the security provisions in this Treaty. Its responsibilities will include: direct and real-time communication on security issues, minimization of friction along the international border, addressing any problems arising during the implementation process, helping to prevent errors or misinterpretations, and maintaining direct and continuous contacts with the monitoring, inspection and verification mechanism.

ARTICLE V - Water

1. The Parties recognize that full resolution of all water issues between them constitutes a fundamental element in ensuring a stable and lasting peace. (S: Based on relevant international principles and practices), the Parties have agreed to establish (I: arrangements that will ensure the continuation of Israel's current use in quantity and quality of all) (S: mutually agreeable arrangements with respect to water quantities and quality from) the surface and underground waters in the areas from which Israeli forces will (I: relocate) (S: withdraw) pursuant to Article I, as detailed in Annex ---. (I: The arrangements should include all necessary measures to prevent contamination, pollution or depletion of the Kinneret/Tiberias and Upper Jordan River and their sources.)

2. For the purposes of this Article and Annex ---, the Parties will establish (I: a Joint Water Committee and a supervision and enforcement mechanism) (S: a Joint Administrative Board). The composition, mandate and mode of operations of the (I: Joint Water Committee and the supervision and enforcement mechanism) (S: Joint Administrative Board) will be as detailed in Annex ---.

3. The Parties have agreed to cooperate on water-related matters, as detailed in Annex ---, (I: including ensuring the quantity and quality of water allocated to Israel under other agreements concerning water originating in Syria.)

ARTICLE VI - Rights and Obligations

1. This Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the Parties under the Charter of the United Nations.

2. The Parties undertake to fulfill in good faith their obligations under this Treaty, without regard to action or inaction of any other Party and independently of any instrument external to this Treaty.

3. The Parties will take all the necessary measures for the application in their relations of the provisions of the multilateral conventions to which they are Parties, including the submission of appropriate notification to the Secretary General of the United Nations and other depositories of such conventions. They will also abstain from actions that would curtail the rights of either Party to participate in international organizations to which they belong in accordance with the governing provisions of

those organizations.

4. The Parties undertake not to enter into any obligation in conflict with this Treaty.

5. Subject to Article 103 of the United Nations Charter, in the event of a conflict between the obligations of the Parties under the present Treaty and any of their other obligations, the obligations under this Treaty will be binding and implemented.

ARTICLE VII - Legislation

The Parties undertake to enact any legislation necessary in order to implement the Treaty, and to repeal any legislation that is inconsistent with the Treaty.

ARTICLE VIII - Settlement of Disputes

Disputes between the Parties arising out of the interpretation or application of the present Treaty shall be settled by negotiation.

ARTICLE IX - Final Clauses

1. This treaty shall be ratified by both Parties in conformity with their respective constitutional procedures. It shall enter into force on the exchange of instruments of ratification and shall supercede all previous bilateral agreements between the Parties.

2. The Annexes and other attachments attached to this Treaty shall constitute integral parts thereof.

3. The Treaty shall be communicated to the Secretary General of the United Nations for registration in accordance with the provisions of Article 102 of the Charter of the United Nations.

DONE THIS DAY ----- IN ----- IN THE ENGLISH, HEBREW AND ARABIC LANGUAGES, ALL LANGUAGES BEING EQUALLY AUTHENTIC. IN CASE OF ANY DIVERGENCE OF INTERPRETATION, THE ENGLISH TEXT WILL BE AUTHORITATIVE

Ha'aretz publishes US Timetable Document -

17 January 2000

Time Line

[Note: This Annex should set out the temporal sequence of steps for implementation of the Treaty. The following text identifies only some of the issues that may be addressed in the Time Line. The Time Line likely will be grouped into two phases [-S] or three

phases [-I]; this text merely lists selected issues in a non-chronological order.]

1. End of State of War - Entry into Peace.
2. Confirmation/Establishment of International Boundary - Entry into Force.
3. Establishment and Phased Implementation of Security Arrangements - [Correlated to phases.]
4. Completion of Phased Withdrawal/Relocation of Israeli armed forces - [-S: 16 months] [-I: 48 months]
5. Establishment of Diplomatic Relations [-I: 30 days] [-S: Upon completion of Israeli withdrawal]
6. Exchange of Resident Ambassadors - [-I: 30 days] [-S: Upon completion of Israeli withdrawal]
7. Removal of Boycotts - [-I: Entry into force] [-S: At end of first phase]
8. Other Elements of Normal, Peaceful Relations - [- - May Vary by Topic]
9. Enactment of Implementing Legislation and Repeal of Inconsistent Legislation - [-I: 3 months] [-S: -]
10. Notifications Under Multilateral Conventions [-]

2. パレスチナ・トラック

(1) クリントン提案 (2000年12月23日、イスラエル、パレスチナ両交渉団に対して提示されたもの)

(注：この提案は、クリントンによって口頭で述べられたものを出席者が書き取ったもので、イスラエル、パレスチナ双方で内容に相違があり、また報じられている中にも相違がある。ここでは、Ha'aretz紙2000年12月25日掲載の内容を引用する。)

American bridging proposal

- **Jerusalem.** Arab neighborhoods will become part of Palestine, Jewish neighborhoods will remain part of Israel. On the Temple Mount, the Al Aqsa Mosque, the Dome of the Rock and the plaza between them will be under Palestinian sovereignty, but the Palestinians will be forbidden to conduct archaeological digs there and will have to acknowledge the Jewish connection to the site. The Western Wall, the Jewish Quarter

of the Old City and most of the Armenian Quarter will remain Israeli. The entire Old City will be open, with no border controls. Jerusalem will be the capital of both countries.

- **Refugees.** Palestinian refugees will be granted the right to return to their "homeland," which will be defined in the agreement as the Palestinian state. There will be no right of return to Israel, but Israel will absorb tens of thousands of refugees on a humanitarian basis. An international framework, in which Israel will participate, will be set up for compensating and resettling the refugees. The agreement will recognize Israel as the historic homeland of the Jewish people.

- **Borders.** The border will be the June 4, 1967 lines, with minor adjustments, for which Israel will compensate the Palestinians with territory in the Negev. The Palestinians will control some 95 percent of the West Bank; about 80 percent of the settlers will be annexed to Israel, with territorial contiguity between Israel and the annexed settlements. Israel will guarantee a "safe passage" between Gaza and the West Bank.

The Washington talks did not discuss evacuating settlements, but sources in Prime Minister Ehud Barak's office said that all settlements not annexed will be evacuated.

- **Finality.** Upon signing the agreement, both sides will declare "an end to the conflict." The agreement will be implemented in two stages, the first lasting three years and the second, six years. When implementation is complete, the Palestinians will announce that they have no further claims against Israel.

(2) イスラエルによる領土提案

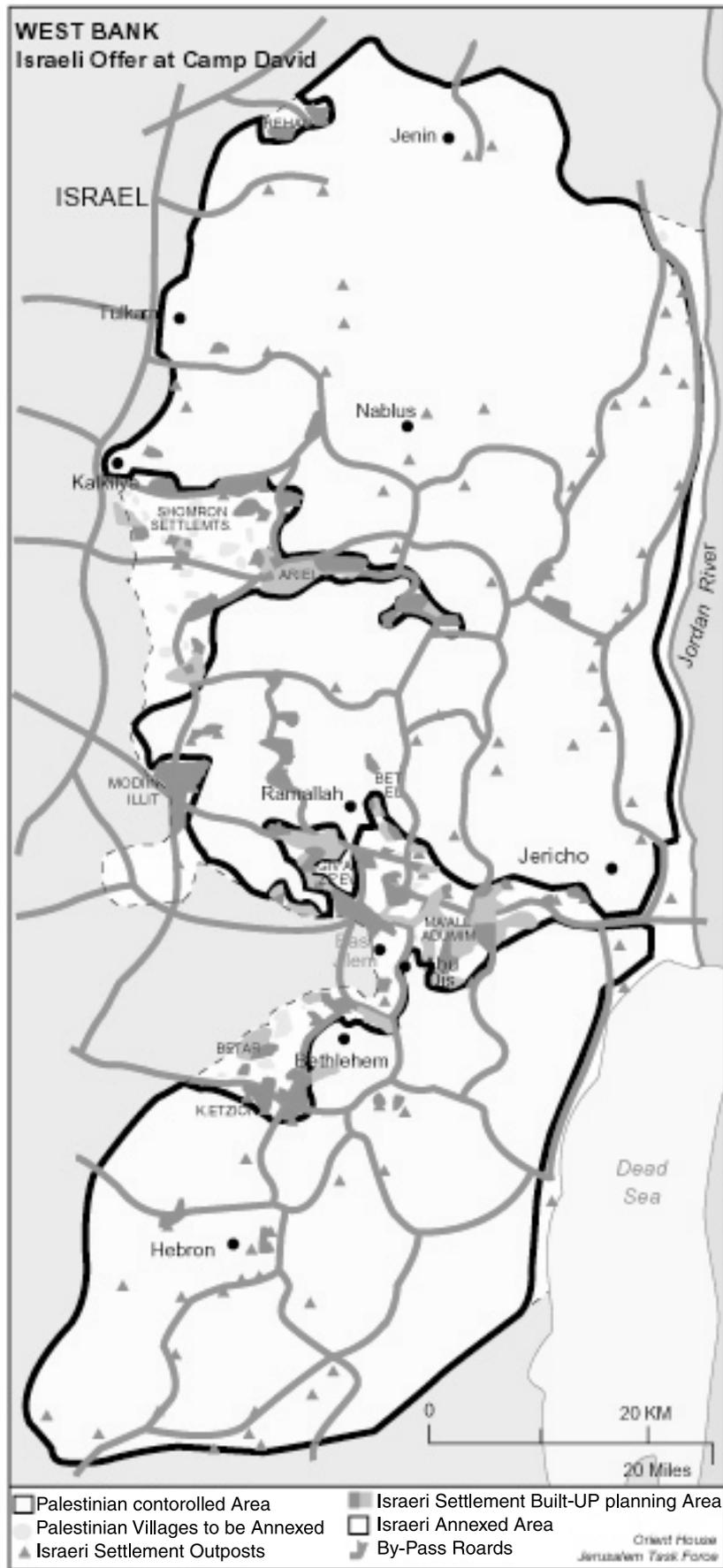
(地図はいずれもOrient House, Jerusalem Task Forceによって作成されたもの。)

(ア) 西岸領域

- ・キャンプ・デイヴィッド・サミットにおける提案 (地図1)
- ・タバ交渉での提案 (地図2)

(イ) エルサレム分割案

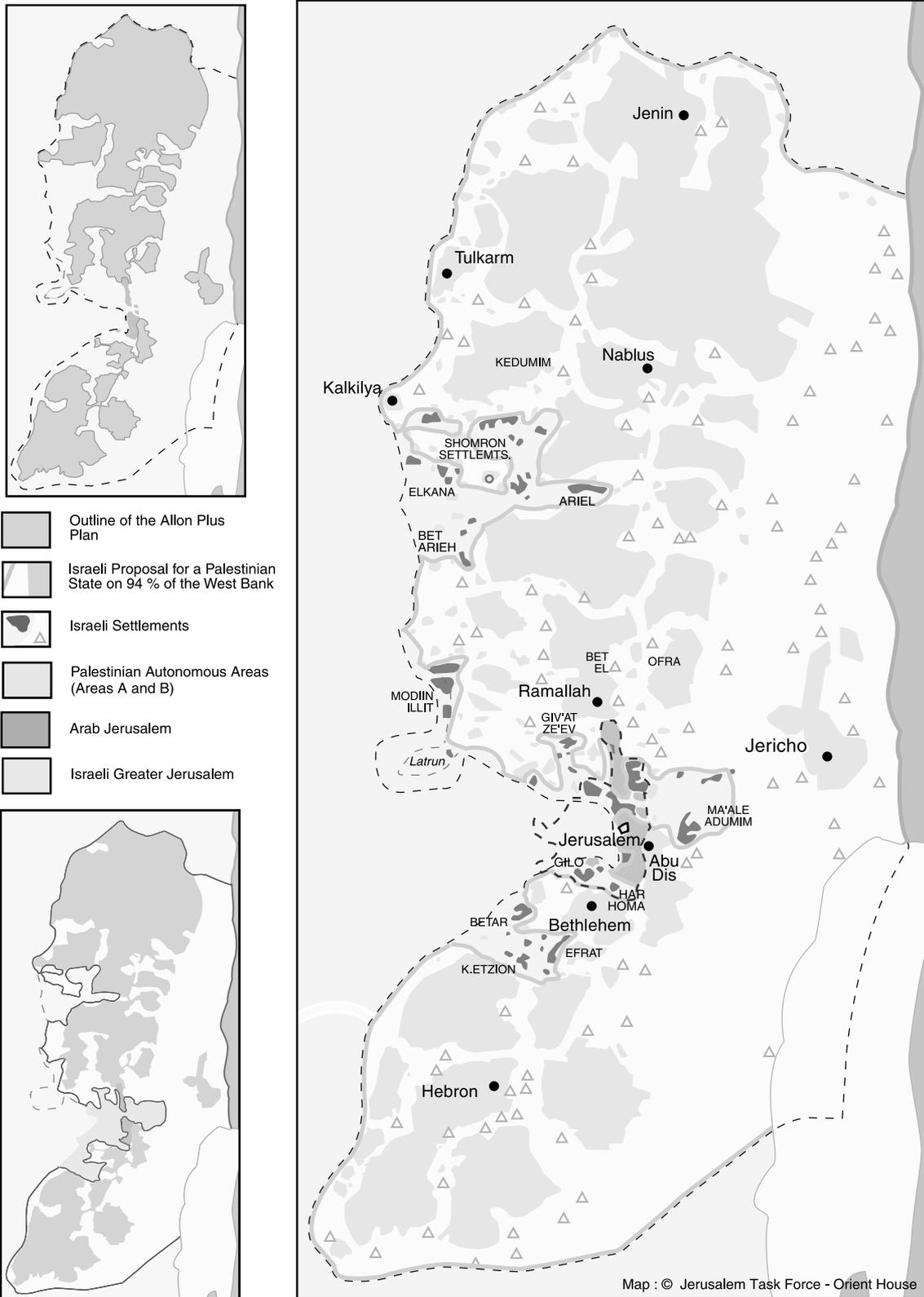
- ・キャンプ・デイヴィッド・サミットでの提案 (地図3)
- ・タバ交渉での提案 (地図4)



出所) <http://www.orienthouse.org/dept/images/Maps/CD%20West%20Bank.pdf>

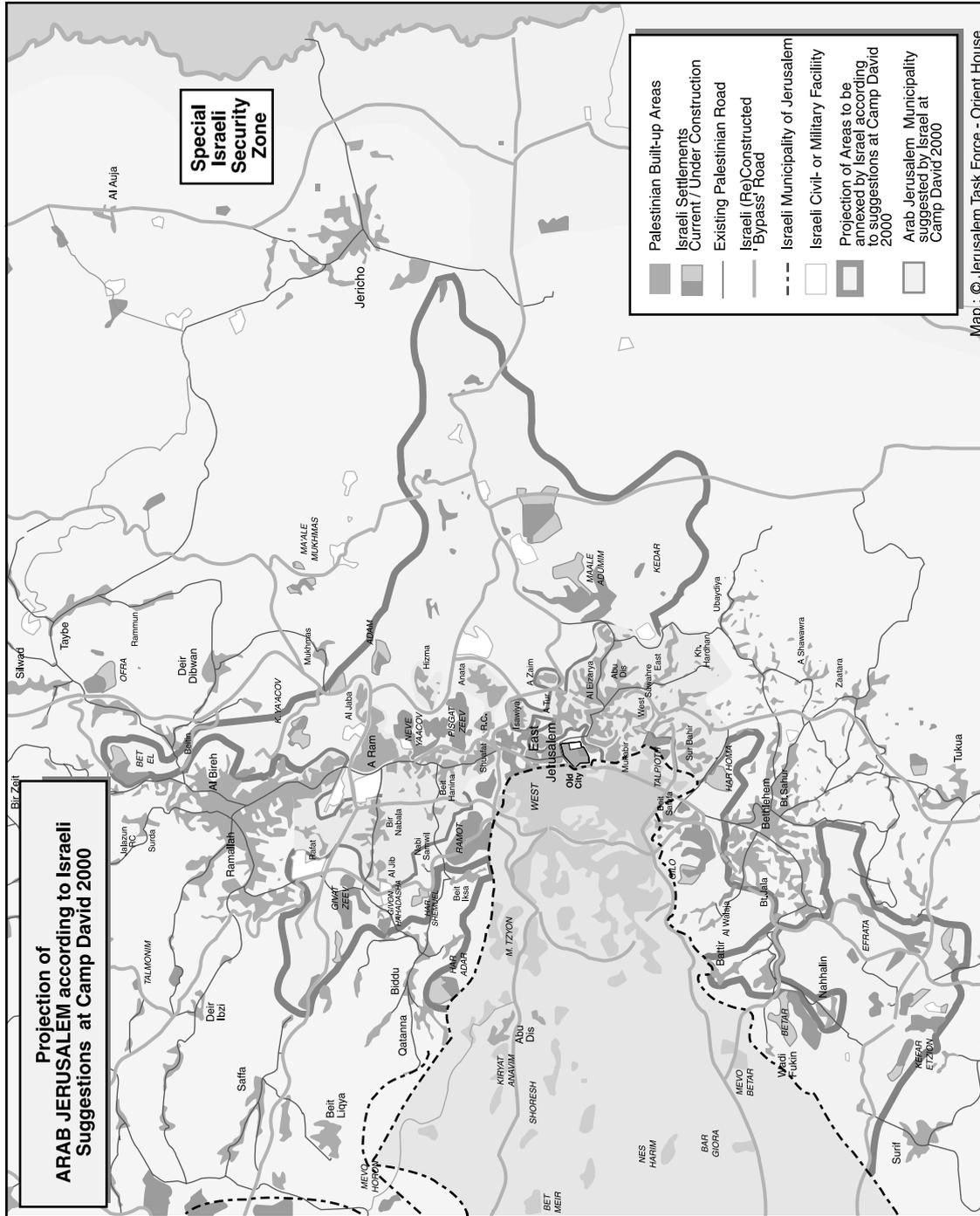
地図 1 西岸の地図 (キャンプ・デイヴィッド・サミットにおける提案)

Final Status Map suggested by Israel at the Taba-talks - January 2001



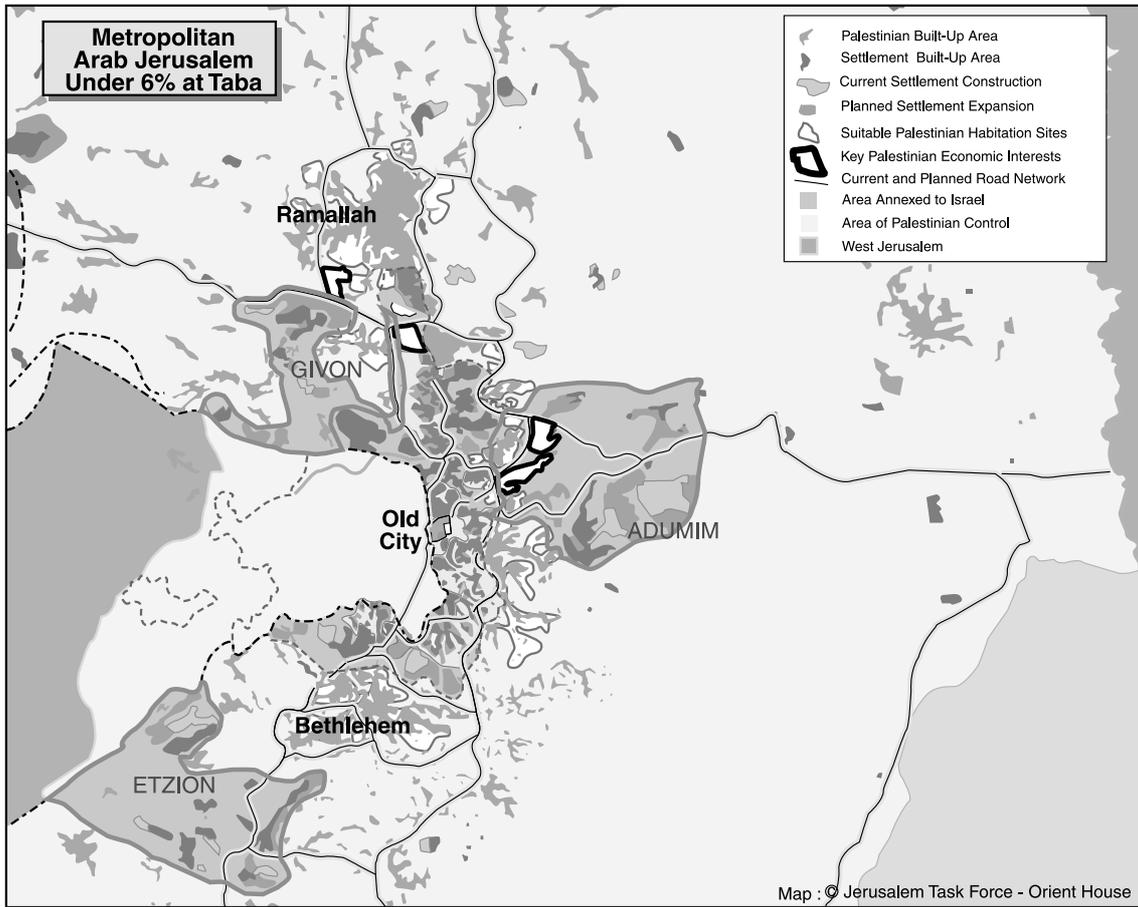
出所) <http://www.orienthouse.org/dept/images/Maps/Tab.WB.pdf>

地図 2 西岸の地図 (タバ交渉での提案)



出所) <http://www.orienthouse.org/dept/images/Maps/CampDavid.pdf>

地図 3 エルサレム分割案 (キャンプ・デイヴィッド・サミットでの提案)



出所) <http://www.orienthouse.org/dept/images/Maps/Map%205.pdf>

地図4 エルサレム分離案（タバ交渉での提案）

- (注1) 1999年6月17日 *Ha'aretz* 紙インタビュー。
- (注2) *Israel Yearbook and Almanac (IYBA) 2000*, Israel Business, Research and Technical Translation/Documentation Ltd. vol.54, 2000,p.189.
- (注3) 99年9月27日イスラエル各紙報道。
- (注4) *Peace Now, Publication of Tenders for Construction in the Settlements by the Barak Administration.*
- (注5) Daniel Pipes, "Israel's Lebanon Lesson", *Jerusalem Post*, 23, May, 1999.
- (注6) *ibid.*
- (注7) Robert Malley and Hussein Agha, "Camp David: Tragedy of Errors", in *Journal of Palestine Studies*, pp.67-68, Autumn 2001, Vol.XXXI, No.1, cited New York Review of Books.
- (注8) *ibid*, p.66.
- (注9) 2001年1月12日 *Yediot Ahronot*紙よりパール・イラン大学講師 (Jerusalem Institute for Israeli Studies Senior Researcher) Dr. Menachem Kleinのコメント。
- (注10) 同記事、ハイファ大学Moshe Amirav教授のコメント。
- (注11) 同上。
- (注12) 2000年7月25日、キャンプ・デイヴィッド・サミット終了後の記者会見での演説。イスラエル外務省コミュニケより。(See Israel Ministry of Foreign Affairs Website (www.mfa.gov.il))。
- (注13) 2000年9月29日掲載 *Jerusalem Post*紙インタビュー。同記事については、以下の(注39)を参照。
- (注14) Ron Pundak, "From Oslo to Taba: What Went Wrong?" in *Survival*, vol.43, no.3, Autumn 2001, p.37.
- (注15) Deborah Sontag, "Quest for Middle East Peace: How and Why It Failed", *Journal of Palestine Studies*, p.75, Autumn 2001, Vol. XXXI, No.1, cited New York Times, 26 July 2001.
- (注16) 1999年11月1日深夜、エレス検問所にて会談が行われた。しかしこのときの停

戦合意は、翌日のエルサレムでのテロに無に帰した。

(注17) 2000年5月4日、ヘブライ大学でのUri Savirクネセット議員（当時）の講演における発言。

(注18) Pundak, *ibid*, p.42.

(注19) *ibid*, p.42-43.

(注20) Malley and Agha, *ibid*, pp.70-71.

(注21) タバ交渉では仲介者の同席はなく、またバラク、アラファト両首脳の出席もなく、イスラエル、パレスチナ両交渉担当者のみによる交渉であった。但し、在イスラエル米国大使館からタバに人は派遣されており、またモラティノスEU中東特使は交渉期間中タバに常駐していた（イスラエル側関係者コメント）。

(注22) 数字は全て*IYBA 2000*, *ibid*,を参照(p.39)。

(注23) Malley and Agha, *ibid*, p.63.

(注24) 2000年9月29日掲載*Jerusalem Post*紙インタビュー。

(注25) Sontag, *ibid*, p.81.

(注26) Sontag, *ibid*, p.81.

(注27) Sontag, *ibid*, p.80.

(注28) 2000年1月13日首相府コミュニケ。

(注29) 2000年5月4日、ヘブライ大学でのUri Savir議員（当時）の講演（注17）参照における発言。

(注30) Sontag, *ibid*, p.81.

(注31) *ibid*,p.83.

(注32) *ibid*,p.84.

(注33) *ibid*,p.82.

(注34) Yossi Beilin, "Moving forward after Oslo", *Ha'aretz*, 7, Nov. 2000. (English)

(注35) Menachem Klein, *Jerusalem: the contested city*, London, Hurst & Company, 2001, pp. 2-5.

(注36) 2000年9月28日、29日掲載*Jerusalem Post*紙インタビュー。右インタビューは27日に実施されたもので、直前まで行われていたイスラエル・パレスチナ間の交渉に関する手応えがバラックの発言に現れている。奇しくも、概要が報じら

れた28日がシャロンの神殿の丘訪問、全インタビューが掲載された29日がアル・アクサ・インティファード勃発日となった。

(注37) Aluf Benn and Danna Harman, “No, Camp David Dispatch”, *The New Republic*, 7, Aug. 2000, (The New Republic Website (www.thenewrepublic.com))

(注38) Dennis Ross, “Former Special Middle East Coordinator Dennis Ross, Remarks on Camp David and the Clinton Proposals”, Washington, 19 July, 2001, in *Journal of Palestine Studies*, p.152, Autumn 2001, Vol. XXXI, No.1, cited Middle East Insight’s Website (www.mideastinsight.org).

(注39) Sontag, *ibid*, p.82. この提案に従えば、パレスチナ側は67年戦争以前の西岸の領域中97%を手にするということになるという。

(注40) *Economist*, 4, Dec. 2000.